

2021年度修士論文要旨

経済学研究科経済学専攻（一般）

修士論文題目	氏名
米国大手商業銀行に対する金融規制の影響	Chen, Wei
中国におけるイノベーションと知的財産権制度の関係に関する研究	張 景瑞
社会福祉主事の起源と制度化 —人格志向と知識・技術志向の継承と断絶—	青木 尚人
インボイス制度導入後における消費税法の将来的な在り方に関する考察 —欧州の付加価値税制度を参考に—	藤井 智江莉
レバレッジド・ローンの拡大と金融システムの不安定性	Xiong, Bowen
奉天政権期における奉海鉄道の建設と後背地の経済発展	Liu, Zhenru
中国企業の日本の管理会計システムの導入 —中国建設企業における原価企画の導入を中心として—	傅 強
資本主義社会における家事労働の特徴	海藤 俊介
中国によるギリシャ・ピレウス港買収の意義 ——「一带一路」構想との関連で	陳 文毅
中国における政府推進型産業集積の考察 —吉林省遼源市の靴下産業を例に—	Xu, Siyi
法人税法における混合配当の問題 —課税関係の差異により生じる恣意性と近年の税務訴訟を題材として—	松永 真理子

経済学研究科経済学専攻（社会人コース）

修士論文題目	氏名
取引相場のない株式の評価について —株式評価の問題点と種類株式の評価—	藤本 佳祐
贈与税の適正な課税のあり方 ～みなし贈与の検討を中心にして～	大田 厚志
「消費税 仕入れに係る消費税額の計算についての考察」	関口 聡朗
過大役員給与の損金不算入について	松本 憲和
税法上の減価償却制度における単位と区分のあり方	千葉 達仁
取引相場のない株式の各税法の立場からの評価	本田 智裕
移転価格税制における無形資産取引の課題への検討 —令和元年税制改正を中心に—	橋本 伸悟
出資額限度法人である医療法人の持分評価 —医療法人出資持分に係る定款を考慮する評価の意義—	井上 貴夫
フリーランスに適用すべき所得税区分の検討	佐々木 秀幸
公益法人税制における公益性と収益事業該当性の検討 —宗教法人課税を中心として—	向井 実李
所得税法第83条配偶者控除における「配偶者」の意義 ——現代社会における婚姻形態「事実婚」の視点から——	朽尾 有紀
公益法人課税に関する一考察 —公益法人制度改革から10年を経て—	三嶋 悦子

米国大手商業銀行に対する金融規制の影響

Chen, Wei

アメリカのサブプライム問題をきっかけと金融危機は2008年の大手投資銀行リーマン・ブラザーズ破綻でピークに達し、「百年に一度」と言われるほど深刻な影響を世界経済にもたらした。このサブプライム金融危機の背景をめぐって、実体経済と比較して過度に肥大化した金融、証券化やデリバティブ等の技術革新を駆使した複雑な金融の仕組み、シャドー・バンキングと呼ばれる規制の枠外で拡大してきた新たな金融領域、レギュラトリー・アービトラージとモラルハザード、借入れに依存しながら消費を膨らませてきた家計の金融行動、「略奪的貸付」とも表現された貧困層に対する過剰融資などが議論されてきた。その中でも、とりわけ注目を集めたのがしばしば「強欲的」とまで言われた大手金融機関のビジネス・経営行動であった。

大規模な金融機関のリスクテイクを抑制し、金融危機の再発防止を目的にした数多くの金融規制が提案されている。金融規制の具体的な中身は、ボルカー・ルールなどのような、いわば直接的な業務規制にとどまらず、バーゼルⅢなど、銀行に対して既存のバランスシート構造の変革を迫ることを通じて間接的に銀行の業務遂行に影響を与える規制など数多くの規制、いわゆるマクロプルーデンス政策が提案され施行されている。

本稿は、まず第1章では、なぜリーマンショック以前の金融規制が金融危機を防げなかったのか、そして、なぜ金融規制が強化する必要があるのか、先行研究を踏まえて、その理論的背景を明らかにした。

第2章は、具体的な金融規制強化の内容として、バーゼルⅢとドッド・フランク法について、先行研究を参考しながら、それぞれ整理

した。

第3章は、金融規制強化には、銀行の健全性・収益性やビジネスモデルに影響を与える懸念についてサーベイし、具体的なデータを用いて分析する。先行研究が提示した仮説を確認したり、反証したりすることが含まれる。財務データの変化からいくつか規制による影響が読み取れる。金融危機の影響を大きく受けた米国の商業銀行グループは、経営体制の立て直しを余儀なくされ、バランスシート調整を行ってきた。また、より厳しい自己資本比率の積み上げ、自己勘定取引の制限などの金融規制強化により、2000年代を通じて急拡大させてきたトレーディング業務を縮小し、商業銀行業務や伝統的な投資銀行業務などへの回帰を迫られている。

第4章では、大手商業銀行グループに対するボルカー・ルールの影響について分析した。金融規制が米国の大手商業銀行グループに対する影響について、ボルカー・ルールの発表後、自己勘定取引の禁止を通じて、システム上重要な大規模金融持株会社のトレーディング能力と収益性に大きなマイナスの影響を与えたと批判がなされた。しかしながら、本稿の分析では、収益性の観点からは、ボルカー・ルールによる三大銀行持株会社の総資産利益率は大きく低下していないとしている。トレーディング収益という観点からは、ボルカー・ルールが銀行持株会社のトレーディング収益を減少させたことを示す証拠はなく、むしろトレーディング収益が増加することがデータから確認された。注目すべき重要な点は、ボルカー・ルールが引き起こした影響の差である。それぞれの経営戦略により、ボルカー・ルールに対する商業銀行グループの影

響は異なっている。この違いは、総資産に占めるトレーディング資産の割合が高いほど、また、収益源としてのトレーディング収益が総収入に占めている割合が高いほど、ROAに対するボルカー・ルールの影響が大きい。つまり、ボルカー・ルールによる自己勘定取引の禁止は、相対的に投資銀行業務を重心に置く金融機関の方がより大きな影響を与えたということである。

また、3つの銀行グループは、トレーディング業務縮小したにもかかわらず、トレーディング利益が増加し、総収入に約10%の割合を占めている。その原因を分析した結果、国債関連のポジションがトレーディング勘定残高に占めている割合が増加傾向にあるに対して、社債やデリバティブ取引など相対的にリスクが高いポジションの割合が低下している。つまり、トレーディング資産の保有傾向はリスク資産から安全資産に切り替わっている。また、トレーディング勘定からの金利収入とリバースレボ利息収入との分析を通じて、トレーディング取引収入が、できれば在庫ポジションを減らし、バランスシートを使わない形で獲得していることを意味している。さらに、トレーディング資産の残高の減少やトレーディング収益の増加を踏まえると、低金利である安全資産から収益を上げるには、取引量を増やすしかないと考えられる。先行研究

が指摘してきたように、低価格大量販売モデルにシフトしていることと整合的である。

本稿の分析を通じて、以上のように、金融規制強化がすでにトレーディング取引に根本的な構造的変化をもたらした。このような構造的変化は、トレーディング勘定残高の内訳の推移として表している。つまり、国債関連のポジションがトレーディング勘定残高に占めている割合が増加傾向にあるに対して、社債やデリバティブ取引など相対的にリスクが高いポジションの割合が低下している。

しかしながら、金融規制の強化による思わぬ副作用もある。本稿の分析を通じて、3つの銀行グループのトレーディング勘定における社債のポジションが低下することは、社債市場において、銀行のマーケット・メイク機能の低下を示唆している。金融規制の強化が、銀行の財務の健全性を改善させる一方、リスク資産を含む証券市場でのマーケット・メイク機能を銀行から引き継いだノンバンクにリスクをシフトさせたといえる。このように、金融規制の強化は、銀行の健全性を維持しているが、そのリスクがノンバンクに移されている。しかし、銀行とノンバンクの関係性がさらに複雑的になり、システムック・リスクは金融システム内に残り、金融市場に脅威を与えていることに変わりはない。

中国におけるイノベーションと知的財産権制度の関係に関する研究

張 景瑞

一般的に不十分であると考えられている中国の知的財産権制度は、中国において2010年代に生み出されたイノベーションに対してどのような関係にあったのだろうか。イノベーションは、通常、知的財産権が十分に保護され

ている状況のもとでのみ生じ得ると考えられている。しかしながら、中国においては、そこでの知的財産権の保護が不十分であると広く考えられていたにもかかわらず、2010年代にイノベーションが生み出された。これにつ

いて、先行研究は、知的財産権の保護がむしろイノベーションを阻害する可能性があることを指摘しながら、中国においては、知的財産権の保護が不十分で曖昧であったことがかえって有利に働いたことで、イノベーションが生み出された可能性を指摘した。しかしながら、それらの先行研究は、中国の知的財産権制度それ自体についての考察は行わず、単にそれが未熟で不十分な水準にあると前提したにすぎなかった。

そこで、本論文では、中国の知的財産権制度の実態について考察した上で、中国におけるイノベーションと知的財産権制度の関係について研究することを試みた。そして、この中国におけるイノベーションと知的財産権制度の関係について、制度的補完性という視点から研究することが、本論文の主たる目的である。一国の社会経済システムは一連の様々な制度によって構成されており、それらの制度は特定の組み合わせとして機能する。そして、ある制度が他の制度の存在や機能、効率性を強化する場合には、それらの制度の間で制度的補完性が存在するとされる。この考え方に基づけば、中国においては、知的財産権の保護の水準が不十分であったとしても、あるいは保護の水準が改善、強化されていたとしても、2010代にイノベーションが活性化していることから、それぞれの場合において、知的財産権制度と他の制度あるいは仕組みとの間に制度的補完性が存在していたと考えられる。したがって、本論文では、中国において知的財産権制度がどのような制度あるいは仕組みと補完的な関係にあったことでイノベーションが創出されたのか、という点について、理論的考察を中心に研究を行った。

まず、第1章では、中国のイノベーションの背景とその実態について整理した。中国は、改革開放から2000年代にかけて輸出を原動力として著しい経済成長を果たした。しかし、2000年代前半には輸出主導型成長に伴う様々

な問題点が浮かび上がるようになり、技術力の側面では、自主開発能力の低さによって先進技術の多くを海外に依存していることが問題となっていた。そこで、中国では、2000年代半ばに輸出主導型成長から内需主導型成長への経済発展戦略の転換が打ち出される。そして、イノベーション能力の向上およびイノベーションの創出が重要な課題の一つとされながら、この課題の解決に向けた取り組みが本格化していった。その結果として、2010年代の中国において、研究開発活動の拡大や特許申請数の急増など、イノベーションの活性化が見られたことを確認した。

次いで、第2章では、イノベーションと知的財産権制度の関係について考察した。知的財産権制度は、知的財産権の保護を通じて研究開発活動へのインセンティブを与え、イノベーションを促すことがその本来の目的であったにもかかわらず、特に発展途上国においては、知識や技術の普及を制限してしまうことで、経済発展やイノベーションを阻害するという副作用を伴うものとなっていた。そして、知的財産権制度と他の制度あるいは仕組みとの間に補完性が存在し、これによって知的財産権制度の下でも知識や技術の普及が促された場合には、知的財産権制度とイノベーションが正の関係となり得ることについて説明した。

そして、第3章では、先行研究においては考察されなかった中国の知的財産権制度それ自体についての考察を行った。まず、中国の知的財産権制度が、1980年代から2000年代にかけての極めて短い期間で、法制度としては、国際的な要求を満たす水準で、いち早く整備されていたことを確認した。そして、2000年代には依然として不十分であったその実効性が、今なお先進国とはギャップがあるものの、2010年代には次第に改善、強化されてきているということについても述べた。

最後に、第4章では、中国で最も発展の著

しいイノベーション都市である深圳の事例を通じて、中国におけるイノベーションと知的財産権制度の関係について考察した。第3章までの議論を通じて、中国における2010年代のイノベーションが、知的財産権制度の実効性が次第に改善、強化されている中で生み出されてきていたと考えられることから、したがって、中国において知的財産権制度が他の制度や仕組みによって補完されていた可能性が示唆された。

そして、深圳のイノベーションについての考察を通じて、中国、特に深圳においては、技術プラットフォーム、取引プラットフォーム、および創業プラットフォームという、3種類のプラットフォームが中国の知的財産権制度と制度的補完性を有したことによって、知的財産権制度の確立と強化によってイノベーションが阻害されうるリスクが回避、あるいは抑制され、イノベーションが創出された、という結論を得た。

また、深圳は、経済特区であるという歴史的背景ならびにその独自性から、地域レベルのイノベーション・システムを構成するいくつかの制度領域において、例えば巨大な電子・電機産業の産業集積が存在することや、民間企業の活動が極めて活発であること、労働市場が流動的であることなど、中国の他地域と比べると、イノベーションの創出により有利な特徴を有する。したがって、深圳は、プラットフォームによって知的財産権制度が補完されることでイノベーションが促された、という中国のイノベーションの特徴が、より際立ったケースであると考えられる。

なお、制度的補完性に基づく中国および深圳のイノベーション・システムについての研究においては、社会経済システムを構成するそれぞれの諸制度領域と、諸制度間の制度的補完性についてのより包括的な分析が望まれるが、これは今後の研究課題として残されている。

社会福祉主事の起源と制度化

—人格志向と知識・技術志向の継承と断絶—

青木 尚人

本研究は社会福祉吏員としての社会福祉主事が設置された歴史的意義を考察し、戦後日本における社会福祉専門職としての特徴を解明することを目的とする。そのためのリサーチクエスションとして、「社会福祉主事制度を戦前期有給社会事業吏員制度の系譜に位置付け、継承や断絶を解明する過程で制度の歴史的性質とは何か」という問いを採用する。

分析の視点として社会事業主事（補）に着目し、両職制の「機能」、「履歴」、「法的身分」を分析する。分析の枠組みでは、「人格志向」と「知識・技術志向」という2つの枠組みを設定して比較を行う。本研究は、行政文書や履歴書を始めとした歴史的公文書や専門雑誌、

また論文などの分析を通して、両職制の特質を解明する。

第1章では、先行研究を分析し、本研究の独自性を明らかにする。

第2章では、社会事業主事（補）の機能、履歴、法的身分を明らかにする。機能では、社会事業主事（補）は、指導的役割を担い、方面委員に対する指導や、民衆への教化を行った。社会事業主事と方面委員の機能は分離しており、両者が協同して社会事業活動に従事した。履歴では、社会事業主事は、大卒者中心の高学歴者が多く、任用前から知識・技術が求められた。社会事業主事補は小学校、中学校卒業者が中心に任用されており、幅広

い経歴を有した人材が採用された。法的には、待遇官吏として官吏相当に扱われ、救護法の事務に限定されない広範な社会事業の分野を担当した。

第3章では、社会福祉主事の機能、履歴、法的身分を明らかにする。戦後間もないころは、現業機能は方面委員（民生委員）が担い、福祉吏員は民生委員に対する指導を担っていた。しかし、1949年のGHQによる「6項目提案」を契機に、現業機能を福祉吏員に担わせることになった。そして1950年の「社会福祉主事に関する法律」によって、被保護者に対する指導的機能と、社会福祉的な現業機能を社会福祉主事が担うことになった（機能の二重性）。発足後間もないころの、社会福祉主事は教化的な人格を志向する傾向が強かった。社会福祉主事は被保護者に対する支援と、通達行政の中で閉塞感を抱いた。閉塞感を打破する動きが1950年代半ばに生まれ、例えば、厚生省が『生活と福祉』を刊行したり、仲村優一のケースワーク論が着目されるなど、関係構築志向的な考え方が社会福祉主事に広がることになった。同時に、戦前になかった労働者としての自覚も生まれてくるようになった。

履歴では、戦前の社会事業主事補だった者が戦後に社会福祉主事に推薦された例があった。社会福祉主事は社会事業主事に比較すると、任用前には学歴や知識は求められなかった。それゆえに、様々な経歴の者が社会福祉主事に任用された。法的には、社会福祉事業法により、民生委員の特質を継承したため、「人格高潔」の規定が盛り込まれた。業務範囲も福祉三法業務に限定された。

第4章では、社会福祉主事と社会事業主事（補）の比較を行った。その結果、3つの点で戦前から戦後の福祉吏員の特質を描くこと

ができる。1点目は、方面委員と社会事業主事（補）の「吏員・名誉職協同体制」から「吏員単独事務体制」への変化である。2点目には、「教化的な人格志向」から「関係構築的な人格志向」への変化である。3点目には、「吏員単独事務体制」の下で、社会福祉主事が業務を行うことは、社会福祉的性質と、行政的性質のジレンマに直面することを意味した。

社会福祉主事はその起源を方面委員（民生委員）と社会事業主事（補）に求めることができる。現業的な要素は社会事業主事補や民生委員から継承し、事務官的な要素を社会事業主事から継承した。知識や技術は任用前の社会福祉主事には求められなかった点で社会事業主事と区別できるが、教化的な人格は善導を行うためにも求められた。しかし、1950年代半ばには後退し、関係構築的な人格が求められ始めた。

社会福祉主事は、方面委員と社会事業主事（補）の両者を継承したため、二重性を抱えて誕生した。また、任用の資格が低位であったため、代替可能性が高い職種となった。今日でも、その状況は継続しており、社会福祉主事は二重性のジレンマの中で業務に従事している。

本研究の残された課題は3つあると考えられる。1つは、仲村優一と『生活と福祉』の関係性が関係構築的な人格に与えた影響を分析することである。2つには、占領期のGHQ側の資料発掘を行い、アメリカ側の意向が、社会福祉主事制度にどこまで反映されたかについて分析することである。3つには、自治体独自の社会福祉職採用制度と代替可能性の関係を分析し、1960年代以降、社会福祉職採用制度がどの程度代替可能性に影響したかを分析することである。

インボイス制度導入後における消費税法の 将来的な在り方に関する考察

—欧州の付加価値税制度を参考に—

藤井 智江莉

2019年10月1日より標準税率が8%から10%に引き上げられると共に、軽減税率制度が導入された。軽減税率制度の導入は増税に伴う逆進性と痛税感を緩和するためであるが、単一税率から複数税率への移行によって税の複雑化という問題が生じる。この対応策として2023年10月1日から適格請求書等保存方式（いわゆる日本型インボイス方式）が適用される。本稿では、インボイス制度導入後の日本における影響やその対策について、かねてよりインボイス制度を適用しているEUと比較しながら検討を行った。構成は、以下の通りである。

第1章では、日本における消費税法の概要について整理している。本稿における論点である仕入税額控除の保存方式については、請求書等保存方式から経過措置である区分記載請求書等保存方式を経て、2023年10月より適格請求書等保存方式が適用される。適格請求書等保存方式導入により、仕入税額控除を行うためには適格請求書等の保存が必要となる。

第2章では、インボイス制度導入後の日本で生じうる問題について検討している。課税事業者においては偽インボイスの発行およびコンプライアンスコストの増加、簡易課税制度適用事業者においては本来の制度の趣旨から外れた益税の増加、免税事業者においては中間取引段階でB2B取引を行っている場合の市場からの淘汰がそれぞれ懸念される。

第3章では、EUの付加価値税制度について整理した後、越境取引において生じる問題への対応策を説明している。EUのインボイス制度の方が、日本のものに加えて必須記載事項が多く、より厳格である。さらに、近年

増加している電子商取引の中でも越境取引について、OECDが提案しているデジタルプラットフォームが徴税義務を負うモデルを紹介した。

第4章では、インボイス制度によりEUにおいて生じている問題について述べている。カルーセル詐欺を代表とする不正還付やコンプライアンスコストの増加が生じており、カルーセル詐欺の対応策としては、仕向地主義の導入により国内取引と越境取引の取り扱いを平等にするという長期的施策がとられている。しかし、日本において同様の不正還付は生じづらいと考える。コンプライアンスコストの軽減のためには、域内他国で自社商品を保有している場合に登録申告義務を免除するコールオフ・ストックの簡素化規定や、登録国での一括申告納付を可能とするワンストップショップ制度を導入するなど、申告手続きを簡素化するための対応策をとっている。

第5章では、イギリスに焦点を絞り、制度の比較を行った。イギリスでは、日本の簡易課税制度に相当する制度として定率課税制度を採用している。簡易課税制度の業種区分は6種類であるのに対し、イギリスの定率課税制度は50種類を超える複雑な制度である。

第6章では、EU及びイギリスの現状を踏まえ、日本への示唆を検討している。偽インボイス対策としては、EUでVATID番号の確認を必須としていることを踏まえ、登録番号の確認を必須とすること、またコンプライアンスコストの増加に対しては、電子インボイスの導入が望ましいと考える。簡易課税制度の益税の増加に対しては、イギリスの定率課税制度は事業区分が50種類超と厳密化され

ているが、制度自体に複雑性を内包するため、日本では適用上限を引き下げることが望ましいと考える。免税事業者の淘汰については、EUにおいてもB2B取引を主とする免税事業者は課税事業者を選択する割合が多く避けられないと想定されるが、日本では影響を緩和するために、2029年9月までと規定されている50%の控除措置を恒久措置とすることが望ましいと考える。また、越境取引においては、各国によるインボイスの違いは円滑な取引を妨げるため、記載事項やフォーマットの基準の統一化の必要性を指摘している。最後に、電子インボイス導入により期待される影響としては、課税事業者、簡易課税制度適用事業者および免税事業者すべてに共通してコ

ンプライアンスコスト（インボイスの発行費用および管理費用）の軽減、課税事業者および簡易課税制度適用事業者については偽インボイス抑止効果、さらに免税事業者についてはそれに伴う課税事業者選択へ選択する動機となりうることである。ただし、もたらずのは利点だけではない。事業者がそれぞれのフォーマットを利用することで互換性を欠くことによりかえってコストや手間がかかる可能性及び紙インボイス以上に個人情報や企業情報のセキュリティ対応が求められるというデメリットも生じる。そのため、電子インボイスを普及させるためには、事業者が安心して利用できるよう、強固なセキュリティ及びシステム構築が必須である。

レバレッジド・ローンの拡大と金融システムの不安定性

Xiong, Bowen

2008年サブプライム金融危機後、証券化の仕組みに存在する問題点や投資銀行・商業銀行のビジネスモデルに対応し、2010年以降徐々に新たな金融体制に移りつつあった。しかし、近年、サブプライム金融危機直前の状態を彷彿させるように、低格付け企業向け融資レバレッジド・ローン及びそれを担保とした証券化商品であるローン担保証券（Collateralized Loan Obligation : CLO）市場が急成長している。シンジケート・ローンベースで、アメリカのレバレッジド・ローンの残高は2000年の約1000億ドルから、2019年には約1兆2000億ドルまでに拡大し、サブプライム金融危機前と比べると約2倍の市場規模となった。そして、レバレッジド・ローンを裏付け資産とするCLO残高は2018年末時点で危機前の水準から倍増し、7400億ドルに達した。

さらに、レバレッジド・ローンの増加にもう一つの現象が伴っていた。コベナンツ・ル

ーズ・ローン、またはコベナンツ・ライト・ローンと呼ばれ、コベナンツをなくしたり、緩和したりした融資契約が増えている。コベナンツは社債やローンの債務契約を結ぶ際に、他の債務への担保設定の禁止や、他の債務契約のデフォルト時の当該債務契約の扱いなどについて予め定めた条項であり、借り手企業の行動を直接的あるいは間接的に制限するものである。レバレッジド・ローンの高リスク性やLBO関連融資がノンリコース・ローンであることを踏まえ、厳しいコベナンツの設定が一般的であった。従来、レバレッジド・ローンには、借入者が融資契約を遵守し続けるために一定の財務指標を満たすことを要求し、四半期ごとにチェックされるメンテナンス・コベナンツが含まれていた。2000年初頭までには、ほとんどすべてのレバレッジド・ローンがこうしたコベナンツを含んでいたが、2007年に、コベナンツ・ライト・ローンのシ

エアは、新規融資の29%までに上昇し、2018年に新規融資の85%に達した。

従って、なぜレバレッジド・ローンとCLOがこれまでに拡大してきたのか、なぜコベナンツ・ライトが高い割合で行われているのか、本稿はこの二つの現象の原因を追究することを通じて、金融システム及び証券化システムの変化とリスクの所在を明らかにする。

まず、第1章では、レバレッジド・ローンの定義について整理し、レバレッジド・ローンの現状及びその拡大によるリスクを考察した。そして、サブプライム金融危機後のレバレッジド・ローンの増加原因は結論から言うと、①低金利環境と景気拡大、②CLO原資産としての需要、③コベナンツ・ライト化による貸し手の譲歩の三つに起因すると考えられる。特に、本稿は歴史的な視点から、銀行が組成したローンという性質に焦点を当て分析した。第2章では、短期融資からターム・ローンへと期間的に拡張した際に直面した期間ミスマッチと信用リスク問題が原因で銀行部門は高リスク貸出に消極的であったことが判明した。シンジケーションによるローン・セールが活発になり、商業銀行もLBOブームに参加し、レバレッジド・ローンを組成・販売することが可能となったのである。さらに、第3章では、歴史上に観測されたレバレッジド・ローンの増加現象と比較しながら、レバレッジド・ローンの増加原因を整理と考察した結果、オン・バランスであったローンをオフ・バランス化で切り離れた故、レバレッジド・ローンが拡大可能となったと考えられる。その方式として、1980年代にはローン・セールが主流であり、2000年代以降は証券化がメインである。2008年以降の証券化はCLOマネージャーが中心となり、それらのノンバンク部門が高リスクランシェの保有を行っているのも銀行が規制に対応した結果であり、金融市場の変貌である。それだけで

なく、ローンの保有の構成の変化がコベナンツ・ライト・ローンの増加にも影響を及ぼす。

第4章では、コベナンツ・ライト・ローンの増加原因について分析し、①再交渉コストの上昇、②流通市場の整備及び債権の分散、③追加利回りの獲得に帰結すると考えられる。特に、再交渉コストについて、今までの実証研究で、投資家基盤の変化とコベナンツ・ライト化の関係性に注目し、高い相関関係が立証されている。その際に、再交渉コストが上昇したからという一言で説明されてしまい、投資家基盤の変化と再交渉コストの上昇、およびコベナンツ・ライト化の三者の関係性について詳しい分析がなかった。本稿はそこに着目し、不完備契約理論をもとに、米国における再交渉の実態を踏まえながら、理論的に投資家基盤の変化とコベナンツ・ライト化のインセンティブ関係を説明した。

これまでの研究は、コベナンツのトリガー機能が再交渉を引き起こすことが想定される。実際にアメリカのローン契約において再交渉が頻繁に行われてきた。また、再交渉の場で、貸し出し条件（金利）または行動制限条項（投資制限）と引き換えに、財務制限条項の緩和が一般的であることを踏まえて、二つの行動パターンが描ける。再交渉コストが低い場合、コベナンツのトリガー機能を活用し、従来のコベナンツが設定され、抵触によるテクニカル・デフォルトが発生した後に再交渉を行い、コベナンツ緩和並びに融資条件の変更が行われる。一方、再交渉コストが高い場合、再交渉を回避するインセンティブが生まれ、事前に再交渉後の条件を最初の契約条件とし、コベナンツが緩和されると考えられる。レバレッジド・ローンの投資家基盤がノンバンク部門に傾き、それによる再交渉コストの上昇がコベナンツ・ライト・ローンの増加の一因だといえる。

最後に、今回の包括的な分析を通じて、判明したことがある。今回の拡大現象の背後に

はノンバンクがもたらした金融システムの変化があった。終章では、銀行部門とノンバンク部門の規制のギャップを分析した。それらのノンバンク部門による高リスク資産の保有増加及び証券化メカニズムの役割の引継は金融規制による変化でもあり、銀行部門をリスクから遠ざけることに成功した一方で、高リスク資産の保有や組成を監視監督可能な範囲から排除していることも事実である。銀行部門を中心とする預金・決済システムを金融システムとして捉えるという観点に従えば、銀

行への間接的エクスポージャーが増えているが、概ね安定性を保っていると言える。だが、2000年代以降、中央銀行によるリスク資産の購入、銀行部門からノンバンク部門への融資も増加していることから銀行システムとそれ以外の繋がりは金融システムの外縁を拡張させたと言わざるを得ない。従い、金融市場を内包しているという認識の下で、ノンバンク部門による高リスク資産の組成と蓄積は潜在的な金融システムの不安定性を拡大させたのである。

奉天政権期における奉海鉄道の建設と後背地の経済発展

Liu, Zhenru

近代における満洲経済は、日本を中心とする外国資本系事業と土着資本系事業の経営が同時に進む特質を有していた。日本の満洲支配は大連港及び南満洲鉄道（以下は満鉄と表記）を軸として満鉄沿線地域の近代化を促進したことは間違いないが、奉天政権の産業開発も満洲の近代工業化に重要な役割を果たしてきた。軍閥政権としての自立を維持するため、張作霖は奉天を中心に、軍需産業（奉天兵工廠など）、紡績業（奉天紡紗廠など）、鉄道業（所謂満鉄包囲線）などの近代産業化を進展させた。その結果、1920年代を通じて、奉天政権は自らの工業体系を構築した。本論は、奉天政権の鉄道業に注目し、1920年代に奉天政権が敷設を進めた奉天・海龍間の奉海鉄道を研究対象とした。

これまでの満洲鉄道研究では、満鉄線を中心とした研究成果が圧倒的に多い。本業である鉄道業、調査事業、製鉄工業、鉱山業など多様な側面に着目したものが数多く存在する。奉天政権の鉄道建設を扱う研究のほとんどは、満鉄平行線・包囲線の合法性を中心に、奉天政権の行政機関や対日交流を議論したもので

ある。奉天政権系鉄道の経営実態、満鉄線との競合及び沿線地域の経済発展などを扱う研究は極めて少ない。奉天政権系鉄道の貨物輸送状況及び経済的役割などは未だ明らかにされていない。本論の目的は、奉天政権の自主的鉄道網の一環である奉海鉄道を中心として、鉄道の経営状況、沿線地域の産業発展を検討し、奉海鉄道の経済的重要性と奉天政権下の満洲地域における経済的自立性の形成を解明することである。

本論では、実証的研究方法を用い、奉天政権期における奉海鉄道の敷設、経営実態、鉄道沿線地域の産業構造及び鉄道の奉天特産物市場に与えた影響などの側面から分析を行った。

第一章では、まず、1920年代初期における奉天政権の交通事業発展策を把握し、奉天政権の鉄道発展戦略における奉海鉄道発展の位置付けを明らかにした。次に、奉海鉄道の資金募集に着目し、奉天政権内部の資金調達および民間資金の捻出などの側面から、奉海鉄道の資金の特殊性を検討した。また、鉄道敷設の技術の導入や車両、レールの輸入などの

側面から、鉄道敷設過程における輸入依存性を検討した。

第二章では、奉海鉄道の本業・付帯事業の経営を課題とし、1926年～1931年の6年間における奉海鉄道の旅客・貨物輸送状況、鉄道の収支状況などを検証した。奉海・満鉄両鉄道の競合関係を検討し、奉海鉄道の開通が満鉄線の経営にどんな影響を与えたかを明らかにした。さらに、奉海線の付帯事業の経営状況を把握し、西安炭鉱と糧穀取引所の経営を重点的に考察した。

第三章では、後背地の経済発展を明らかにするため、後背地の都市発展、人口及び産業構造を中心に分析を行い、後背地における農業、工業及び流通業の特徴を検討した。さらに、鉄道開通後の後背地におけるモノの流れの特徴を明らかにした。

第四章においては、奉海鉄道の経済的重要性を課題として、1920年代後期の奉天城内糧棧の農産品取引状況を検討し、奉海線の奉天農産品市場の形成に与えた影響を明らかにした。そのうえ、奉天駅の農産品発送状況を把握することを通じて、奉天農産品市場の特徴を明らかにした。

奉海鉄道は奉天政権の自主的鉄道網の一環として、重要な意義をもっていた。奉海線は、奉天政権及び満洲民間の共同出資によって、最初に敷設された長距離鉄道である。奉海線は京奉線との連絡運輸協定を通じて、その貨物が直接に営口港まで輸送されていた。こうした営口港との接続は、奉天政権が自主的鉄道港湾システムを構築したことを意味する。鉄道経営において、奉海鉄道は積極的な運賃政策を策定し、低運賃の優位性を確立した。これに相応して、後背地における従来の農産物輸移方法が変化した。後背地は鉄道の開通を通じて、南満洲の奉天市場や北満洲の長春・吉林市場などとの経済関係を強化した。また、鉄道開通の後、大量の農産物は鉄道経由で奉天に到着するため、奉天の農産品市場は、従来の小市場から高粱と粟を中心する大市場へと成長した。

本論が検証したのは奉海鉄道の経営及び経済的影響であったが、奉天政権が1920年代にわたって構築した自主的鉄道網の中で、奉海線以外の鉄道線経営の検討も重要な課題である。

中国企業の日本の管理会計システムの導入

—中国建設企業における原価企画の導入を中心として—

傅 強

顧客ニーズの多様化や市場のグローバル化に伴い、多くの中国企業は日本の管理会計システムである原価企画を積極的に採用している。特に建設業では採用率が80%に達している。また、建設企業における原価企画の研究の重要性がよく言及されている。しかし、中国企業による原価企画の事例研究は非常に少ない。本論文の研究目的は中国建設企業への原価企画の導入に影響を及ぼす要因を究明し、事例調査により、中国建設企業一社の原価企

画の導入実態を明らかにしていく。研究方法は文献研究とインタビュー調査を行う。

本研究は原価企画の移転に関する研究に注目し、諸領域の先行研究を踏まえ、原価企画を中国建設企業に導入するときに影響を及ぼす要因として三つの仮説を提示している。そして、事例調査によって、提示した仮説を検証している。結果として、インタビューした建設企業は、サプライヤー関係の構築問題や人事評価制度の不完備の問題を抱え、政府か

らの影響も受けていることが明らかになった。

序章に続き、第一章では、「日本の管理会計」を紹介し、日本の管理会計システムである原価企画の中国企業への導入に注目している理由を述べる。

第二章では、原価企画の移転研究において、「日本企業による原価企画の海外移転」と「海外企業による原価企画の導入」に分けて先行研究をレビューし、検討している。そして、先行研究はいくつかの問題点が存在していると考えられる。まず、部門間連携やサプライヤー関係の構築などといった原価企画を海外移転する際に生じる困難性に対する克服策はまだ十分に検討されていないと考えられる。次に、異なる文化・風土や政治は原価企画の導入に影響を及ぼしているが、今まで原価企画の移転研究はほとんど欧米企業を中心としての研究である。中国のような特別な制度がなされている国の企業への原価企画の移転研究は非常に少ない。さらに、原価企画における研究は、文化的側面から十分検討がなされていると言えるが、政治的側面からの検討は数える程度しかないと考えられる。政治的側面は原価企画の導入に影響しているため、政治的側面の分析も重要だと考えられる。最後に、今後の顧客ニーズの多様化は進展するため、建設業における原価企画はさらに重要であるが、原価企画の移転研究では、建設業を扱った研究はほとんどないと考えられる。

第三章では、原価企画の海外移転に影響を及ぼしている文化的側面と政治的側面から、原価企画が中国建設企業に導入されるときの影響要因を検討し、三つの仮説を提示する。文化的側面では、Guanxi文化と中国の「集団主義」の二つである。中国はGuanxi文化を持ち、日本と同じく「集団主義」と論じられてきたことからすると、サプライヤー関係の構築や自律的組織の形成は欧米企業よりしやすいと考えられるが、詳細に分析していくと、実際はそうではない。それゆえ、中国企

業にとって、必要な行動をモチベートするために、適切なインセンティブ・システムが必要であるが、諸領域の先行研究によって、中国企業の人事評価制度は完備されていないことが分かる。したがって、サプライヤー関係の構築と適切な人事評価制度の欠如は原価企画が中国建設企業への導入を阻害している要因であると考えられる。政治的側面では、中国は「特色社会主義」をとられているため、政府の市場や企業への影響力が非常に大きい。鄧小平政権から、中国政府は「改革開放」と経済改革がなされ、中国は計画経済から市場経済に転換し始めた。つまり、1980年代以降、中国は劇的に変化した。さらに、中国企業の特徴として、国有企業であるため、常に政府からの影響を受けている。したがって、中国企業への原価企画の導入は常に中国の政治制度・政策の変遷の影響を受けていると考えられる。

第四章では、中国建設企業一社を対象として、インタビュー調査を通して、インタビューした企業が実施している原価管理制度を紹介し、第三章で提示した三つの仮説を検証している。結果として、当該企業では、緊密なサプライヤー関係の構築問題と適切な人事評価制度の欠如問題が確実に存在している。さらに、中国建設業は中国の政治制度や政策の影響を受けているため、日本の管理会計システムの導入が積極的に進んでいることと、中国建設業の業務プロセスが日本や欧米企業と異なっていることが発見できた。すなわち、政治制度や政策の変遷は原価企画の導入に対して、両面性を持っているとも言える。

終章では、第一章から第四章までを踏まえて考察し、本論文の結論、オリジナリティ、今後の課題を提出している。

結論としては、中国建設企業への原価企画の導入の影響要因は内部的な要因と外部的な要因が存在していることである。内部的な要因はサプライヤー関係の構築問題と適切な人

事評価制度の欠如の問題である。外部的な要因は政治制度・政策からの影響である。外部的な要因として、政府からの影響は両面性を持ち、原価企画の導入を阻害することだけでなく、促進要因の役割も担っている。また、インタビューした企業の原価企画の導入実態も明らかにしている。つまり、インタビューした企業が採用している「原価企画」は既存

の先行研究による日本建設企業が採用している原価企画と異なっている。当該企業の「原価企画」は完成体の原価企画ではなく、未完成品であると考えられる。しかし、中国建設企業への原価企画の導入に最も影響力を持つ中国政府の一連の政策の提出により、当該企業の「原価企画」は今後進化することが期待できると考えられる。

資本主義社会における家事労働の特徴

海藤 俊介

本稿の目的は、『資本論』の内容理解を通じて、資本主義社会における家事労働の特徴を論述することであり、加えてこの論述から、家事労働が今後どのような労働になるべきか、という展望を示すことである。

第一節では、先行研究として、『資本論』の内容理解を踏まえた日本の家事労働研究を検討し、残された課題を確認する。

日本では1950年代・1960年代にそれぞれ第一次主婦論争・第二次主婦論争が起こり、後者においては、一方の、『資本論』の内容とともに議論を展開する論者に対して、他方のマルクス研究側が批判するという形で論争が起こった。第一次主婦論争において家事労働は主婦の労働として論じられ、女性の社会進出の戦略として家事労働の賃労働化が唱えられた。こうした、家事労働を分担・外部化すべき労働と捉える主張に対して、分担・外部化が急がれるような家事労働の特徴そのものをまずは問題視すべきだという主張が第二次主婦論争ではなされた。

しかし、家事労働の特徴・社会的連関を考察することは、論争期にこのような主張をした当人にとってだけでなく、その後のマルクス研究者にとっても容易ではなかった。その理由は主に二つある。第一の理由は、商品を

生産する労働について理解することが容易ではないことである。各々が自己利害を追求して労働し、生産物を他者と交換しあうことで結果として社会的総労働の配分がなされている社会においては、社会一般の労働のあり方がこのように私的だからこそ、必然的に、生産物が価値という性格をもつ商品となり、商品の使用価値ではなく価値の実現が第一目標となる。こうした私的労働が商品を生産する労働であり、私的労働の生産物である商品が価値をもつ、ということ、『資本論』の内容から理解できずに、家事労働は労働力の再生産に関わるのだから、労働力価値の一部分を形成するだろう、と主張し、こうした理解をもとに資本主義社会における家事労働の特徴を誤解した論者は少なくない。第二の理由は、商品を生産する私的労働を正確に理解でき、私的労働と家事労働との違いを理解できても、両者の関連性を明確にすることが容易ではないことである。このために家事労働規定が不十分なままにとどまり、また、資本主義社会とは異なる、社会的生産が労働者によって組織される社会における家事労働のあり方を詳論することも難しくなる。

第二節では、『資本論』における労働・賃労働・私的労働の内容理解を通じて、これら

と家事労働との関連性を把握することで、資本主義社会における家事労働の特徴を明らかにし、加えて、資本主義社会とは異なる社会では家事労働はどのような労働に転化するかを示す。こうした内容を、特に、価値実体である抽象的人間的労働の解釈を踏まえて、論じる。

商品の使用価値をなす具体的有用的労働に対して、価値をなす労働は、労働の具体的性格を捨象したすえに残る抽象的人間的労働である。他方で、抽象的人間的労働は、具体性を捨象した労働という性格にとどまらず、「社会の成員にとって有限な総労働の一部を費やしたという」社会的性格をもっており、社会的総労働の配分を規制するといった労働の場合、この社会的性格は商品価値に表れるのに対して、家事労働の場合は、なにものにも表れず、労働の具体的側面は、個々の労働力を再生産する生活手段の有用性において限定的に表れる。本文では、社会的総労働の配分という観点から、資本主義社会における家事労働の特徴を明らかにする。

加えて、私的労働と家事労働との関連は、私的労働と商品との間のように必然性が存在するわけではない。つまり、社会一般的な労働のあり方が私的であることから、家事労働がこのようなあり方を必然的とする、という

わけではない。「魔女狩り」をはじめとする歴史的過程を通じて、女性が生殖において有していた管理能力が奪われ、加えて、男性による女性の賃労働からの組織的排除もあいまって、歴史的に女性が再生産領域に固定されたことで、家事労働を主に担う層が発生し、上記のような家事労働が社会一般的になった。このことは、賃労働者階級の発生とともに資本の本源的蓄積の一契機ととらえることができ、賃労働の基礎的性格である私的労働は、資本主義社会における家事労働のあり方を根本的に規定する要因とは言えない。本文では、このような私的労働と家事労働との関連性を詳述し、私的労働だけではなく、私的労働にも家事労働にもともに、労働する個々人が配分のあり方を社会的に制御するような労働へと変わる必要があることを論じる。

家事労働を、市場と家庭内のいずれかに任せることの限界がよりあらわになったコロナ禍において、家事労働の分担・社会的保障を論じるだけではなく、本稿が行うように、社会的総労働の配分が資本の論理にもとづいてなされるという事態そのものを家事労働に焦点を合わせて問題視することで、ケアの危機にたいする根本的な対策の提示につながると考える。

中国によるギリシャ・ピレウス港買収の意義

——「一带一路」構想との関連で

陳 文毅

本論文は、中国によるギリシャのピレウスの買収の意義、また、この買収が中国の「一带一路」構想とどのような関連性があり、中国にどのような影響をもたらしたかを明らかにする。

「はじめに」では、本研究における問題意識、研究対象、独自性及び研究のアプローチ

を明確にした。

過去10年間、特に欧州債務危機以降、全世界で、積極的に港湾を買収を進めている中国の海運会社はそもそも何を狙っているか、さらに、「一带一路」構想は海外で迅速に港湾を買収することと関連性があるのだろうかという問題意識によって、本研究は展開された。

先行研究では、今まで買収された港湾のうちで、一番成功したのがギリシャのピレウス港だと言われていたため、本研究では、「一带一路」構想が発表された3年後の2016年に、ピレウス港の買収が「海上シルクロード」とどのような関連性をもつのかを検討する。

だが、「一带一路」構想に関与する国が多いため、ピレウス港をめぐって中国とギリシャの関連について研究している中国と海外の学者はさほど多くない。ギリシャまたは、ピレウス港に注目している学者たちも、基本的に、ピレウスの買収が中国あるいはギリシャにもたらした経済効果やリスクに注目しているが、それ以外では、地政学の角度から中国の資本がギリシャに入ることで、欧州にどのような政治面の影響をもたらしたかを分析した。他方、本研究の独自性は、「一带一路」構想との関連で、ピレウス港の買収が、ギリシャ、「中欧陸海快線」及び海運業、及び中欧関係にどのような影響を与えるかに注目する点にある。

本研究のアプローチについては、まず「はじめに」の部分で研究問題を提起し、さらに、第1～3章では、範囲を小さくピレウス港問題の周辺に絞り、次にピレウス港が所在する「中欧陸海快線」及びバルカン半島、最後に欧州の範囲に広げて検討する。「おわりに」で、最初の問題提起にまとめて回答する。本研究の構成を紹介しよう。

第1章では、2013年、「一带一路」構想が発表されて以降、中国は自国の当時の商船隊における「規模は大きいが強くない」問題に直面しないよう、その後に「海洋強国」戦略を提唱した。だが、海外に自分で安定かつ長期に経営できる港湾がなければ、自国の海運業の競争力を強化できない、そして、その時から中国は全世界で、地理的な良港に注目し始めた。2015年、ソブリン危機に陥っていたギリシャは、EUの要求によって、国内の空港や、港湾の民営化を余儀なくされた。そ

して、地中海およびバルカン半島に地理的優位性を持つピレウス港が中国の視野に入った。最初に、地元の民衆の反対及び抗議のため、買収案の進展はそんなにスムーズではなかったが、ストライキ問題の解決された2014年から、ピレウス港案件は急速に発展し始め、すでに地中海で最大の港になった。しかし、ピレウス港の成功はギリシャの海運業だけでなくギリシャの経済状況にも巨大な利益をもたらしたが、中国とギリシャの間の輸出入貿易額は高くないのも事実である。

第2章では、まずピレウス港を始発点とする「中欧陸海快線」の概念及び建設意義を説明する。「中欧陸海快線」はピレウス港を南のゲートとし、旧ハンガリー・セルビア鉄道と接続してバルカン半島を繋げる高速鉄道建設計画である。この「中欧陸海快線」をアジアから、欧州の後背地、特に中東欧まで一番短く相対的にコストの低い貿易ルートとするというのがその建設意義である。もともとのギリシャ経済構造には少なからぬ不合理があったが、「中欧陸海快線」によって、物流や農業など他の産業を発展させることが可能になった。また、「中欧陸海快線」を基礎として、南欧と中東欧の間の地域協力及び経済発展を促進できる。

中国にとって、ピレウス港は重要な戦略支点である。ピレウス港の成功は他の国がもつ「一带一路」が「債務の罠」をもたらす可能性への懸念の解消を助ける。さらに、「中欧陸海快線」の建設につれて、コスコグループは取扱量と輸送量シェアを上昇させ、「中欧陸海快線」によって、自国の海運同盟圏を拡大したが、同時に中国海運業による主導権も強化された。

第3章では下記を論ずる、南欧、中東欧を代表とするバルカン半島への中国の投資の増加に伴い、この地域における中国の影響力も日々高まっている。その背景として、「一带一路」構想を進めるにつれて、ピレウス港を

めぐる「中欧陸海快線」建設が、中欧関係を変質させたことがわかる。EUにとって、中国は以前のように経済面の協力者という単純なパートナー関係から技術面の競争者、制度面のライバルというように、異なった政策領域で多重性をもつ関係に変わった。だが、経済貿易は依然として中欧関係の基盤である。ピレウス港をめぐって、中国とEUさらにはバルカン半島の諸国との貿易額は増加してきた。だが、EUは内部の不協調及び中国との相互信頼の不足のため、中国が欧州に影響力を高めるほど、中国に対する懸念が大きくなる。そして、EUは中国の政治影響力がEUの一体化を妨げることを心配するため、中国とバルカン半島諸国との間の普通の投資・買収についての経済協力に対する審査強化の傾向

がある。結果的に、ピレウス港の買収は最終的に中欧関係に以前より厳しい競合関係をもたらした。

「おわりに」では、「はじめに」の部分の問題提起に答える。ピレウス港の買収は確かに中国とギリシャに互惠の関係をもたらしたが、「一带一路」構想下で、ピレウス港を経由する中国と欧州との間の「中欧陸海快線」は、中国とバルカン半島及び沿線国との関係を緊密に連携させた。しかし、中欧関係における、中国がピレウス港を通じて、欧州諸国との両国関係を進化させるのは諸刃の剣である。そして、中国がどのようにピレウス港をめぐって欧州諸国と持続可能な関係を維持しながら、中欧関係をさらに深化させるのかは今後の課題である。

中国における政府推進型産業集積の考察

—吉林省遼源市の靴下産業を例に—

Xu, Siyi

改革開放の進展に伴い、中国東南沿海部は、その地理的条件と政策的支援により、急激な発展を遂げた。一方、東北地方に位置する吉林省は歴史的かつ制度的な要因で、経済発展の優位性を徐々に失ってきた。吉林省遼源市は中国の代表的な後進地域であり、その経済・産業発展の実態を研究し、発展の課題を明らかにし、その原因や影響要因を探ることで、遼源市の経済発展に貢献するだけでなく、中国の他の未発展地域が発展の道を探すための示唆を与えることができる。

遼源市にある靴下産業集積は、国有靴下企業が倒産寸前だった時期に市政府が有効資産を分離したことを転機として、改革開放後の経済状況に合わせて民営企業を中心に発展した同市の主要産業の一つである。遼源市は旧来の石炭資源が枯渇し、資源枯渇都市のパイロット都市に認定されて以来、中央政府の

「東北地域老工業基地活性化」政策による財政的支援と政策的支援、中央政府および吉林省、遼源市の地方政府による支援と指導により、靴下産業の発展に注力してきた。靴下産業集積の萌芽期において、遼源市政府は靴下企業の規模や数の拡大を促進し、産業集積の形成に貢献した。成長期には、市政府はさらに靴下産業集積の発展計画を立て、東北靴下産業紡織工業園の設立を指導し、靴下産業チェーンの形成と発展を促進した。現在、遼源市の靴下産業集積は成熟期に入り、政府はEC事業の発展、靴下の品質向上、イノベーションと技術の高度化を指導・援助し、靴下産業集積のアップグレードを推進している。

先進地域に比べ、遼源市は経済発展の遅れ、不合理な産業構造、高い重工業比率、人々の生活水準の低さ、固有産業の衰退による高失業率といった課題に直面してきた。遼源市の

靴下産業集積は、その形成と発展において政府の強い指導と支援を受け、中央と地方の政府の資金と政策によって発展してきたことから、先行研究における中国の産業集積の分類を参考に、政府推進型産業集積と定義される。

本研究では、中国社会主義市場経済体制下で特徴的といえる政府推進型産業集積の定義、意義、普遍性などを引き出すことを目的に、特色ある産業集積である遼源市の靴下産業集積を取り上げる。また、未開発地域の政府が地域の産業を開発する際に政府推進型産業集積を適用しうる可能性も提案している。

先行研究の分析と現地でのインタビュー調査・資料収集を踏まえた結果、本論文では、政府推進型産業集積を「地域経済の活性化や新産業の育成などを目的として、中央政府と地方政府が指導や資金援助を行って形成した産業集積」と定義する。この政府推進型産業集積においても、海外や東南沿岸部の内生型産業集積に一般に見られる産業集積のライフサイクルという分析視点で、その発展の仕組みや経路といったメカニズムを分析することができる。政府推進型産業集積の普遍性は、中央・地方政府が政策・資金・指導を駆使して、地域の実情に応じた産業集積を選定・育成・推進し、時代と発展状況に合う産業集積のライフサイクルに適した政策による資源投入と民営企業の活動促進を展開する点にある。

政府推進型産業集積のライフサイクルの各段階では、地方政府は企業の育成、工業園の設立、業界団体の設立という3つの観点から支援することが重要である。産業集積の萌芽期と成長期の前半では、希薄な企業家精神やイノベーションへの取り組みが受動的な点に

課題があるため、政府の指導や資金援助、設備投資促進などの政策的支援が必要である。成長期の後半から成熟期にかけては、大企業や龍頭企業が業界と地域を牽引する存在になるが、依然として税制、ブランド構築に関する支援は重要で、企業家精神とイノベーション能力の涵養については特に中小企業を対象とした政府の支援が引き続き必要である。その際、地方政府は、過剰に支援しすぎると汚職が生じやすく、逆に支援が少なすぎて産業の発展を妨げたりしないように注意しなければならない。また、地域の実情を考慮し、より優れた産業集積の展開をしている地域の経験に学ぶことも重要である。それは、遼源市靴下産業の実態分析を行い、同市と浙江省諸暨市大唐鎮靴下産業集積との比較分析を行った本研究から導き出された含意である。

近年の遼源市における政府推進型の靴下産業集積の分析は少なく、本研究で2021年までの最新情報によりアップグレードと高度化の状況を補足することができた。現在、EC事業園区が完成し、政府の指導と奨励により、同市の靴下産業の技術革新と品質向上が進み、輸出量が増加し、産業集積のアップグレードと高度化が始まっている。このように、政府推進型産業集積についてライフサイクルの観点で歴史と現状を分析することで、資源枯渇都市における政府推進型産業集積が地域経済・産業に与える影響に関する成果と限界を明らかにすることができた。このことから、政府推進型産業集積の研究は、未発展地域や旧来産業が衰退している地域の経済と新産業発展の方法について示唆を与えることができることを強調しておきたい。

法人税法における混合配当の問題

—課税関係の差異により生じる恣意性と近年の税務訴訟を題材として—

松永 真理子

法人税法第22条第5項には「資本等取引」が規定されており、その要素の一つとして剰余金の配当が含まれている。2006（平成18）年度税制改正によって、剰余金の配当は配当原資に応じて二つに分類されることとなった。一つは利益剰余金を原資とする配当（法第23①一）であり、もう一つは資本剰余金を原資とする配当（法第24①四）である。

近年、剰余金の配当が世間の耳目を集めている。その理由は、資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする配当（以下、「混合配当」という。）の税務上の取扱いを争点とする訴訟が最高裁まで争われることになり、いずれの判決においても納税者が勝訴したためである。2006（平成18）年度税制改正以降、混合配当は配当原資全体に法人税法第24条第1項4号を適用することとされてきた。しかしながら、東京高判令和元年5月29日税資第269号順号13276において、混合配当は配当原資に応じて別個独立した二つの配当として取り扱うべき旨が示され、国側の控訴が棄却される事態となった。従前とは異なる解釈がなされたことによって、混合配当の取扱いは非常に注目を集めていたものの、最判令和3年3月11日裁時第1763号4頁では、混合配当は配当原資全体を資本の払戻しとして同法24条第1項4号を適用するよう判示され、収束に至った。

ここで留意すべきは、前掲最判令和3年3月11日を含めた三つの税務訴訟全てにおいて混合配当の公定解釈が争われた点と、資本剰余金を原資とする配当及び混合配当に適用されるプロラタ計算を定める政令（法令23①四）の違法性が指摘されたことである。そもそも政令とは、国家機関によって定められた

ものであり、それが違法なものであるという判示が国家によってなされた事案はほぼ例をみない。このような理由から、混合配当をめぐる課税関係の問題はタイムリー且つ重要性の高いテーマといえる。

上記税務訴訟が発生した根本的要因は、剰余金の配当が制定された2006（平成18）年度税制改正時点において、わが国の会社法が適用されない外国法人による配当は想定されていなかったためといえる。通常、内国法人からの配当は、会社法第461条の財源規制によって、資本金等の額と利益積立金額の双方がプラスの簿価純資産価額のケースにおいてのみ容認される。しかしながら、企業活動のグローバル化が進み、資本金等の額と利益積立金額のいずれかがマイナスになるケースにおいても配当が実行される可能性も想定されることとなった。つまり、従前では指摘されていなかった新たな問題が混合配当には生じているのである。本稿では、混合配当に係る問題を検討することによって、法人税法上本来あるべき取扱いを結論づけていく。

まず第1章では、混合配当と同様の取扱いをする資本剰余金を原資とする配当の萌芽とその変遷について論じていく。具体的には、プロラタ計算が取り入れられた2001（平成13）年度税制改正と、会社法の制定に伴って実施された2006（平成18）年度税制改正を中心に整理する。

続いて、第2章及び第3章では、混合配当をめぐる問題に関して、数値例によって検証していく。第2章においては、利益剰余金と資本剰余金のいずれが先に配当されるかによって課税関係に差異が生じる「先後関係問題」を取り扱い、第3章では、利益剰余金を

原資とする部分がプロラタ計算の結果、資本の払戻し部分に含まれて二重課税となる「資本の払戻し食い込み問題」を検討する。それぞれの問題が生じる混合配当のケースを明らかにした上で、第4章においては、法人税法における混合配当の取扱いについて、会社法との法律関係に基づいて考察していく。

第5章では、混合配当の取扱いが争点となった一つの裁決例と三つの裁判例を分析する。特に、三つの裁判例において納税者・課税庁・裁判所がどのような混合配当の取扱いをしていたのかに焦点を当てることで、判決内容を検討していく。

第6章では、第5章で明らかになった混合配当に係る第二の恣意性を検証していく。具体的には、納税者が資本剰余金を原資とする配当と利益剰余金を原資とする配当という二つの配当を混合配当と認識するのか、別個独立した二つの配当として処理するのかによって納税者の恣意性が介入する余地があるかど

うかを指摘する。この問題は課税の公平性の観点から重要性が高く、当該論点を深く追究した文献は見当たらないため、本稿のオリジナリティといえる。なお、第二の恣意性を検討する上で、有価証券譲渡対価と有価証券譲渡原価の関係性から生じる第2章とは異なる先後関係問題も明らかにした。

最後に第7章では、第1章から第6章の内容を踏まえた総括を行う。さらに、前掲最判令和3年3月11日によって浮き彫りとなった混合配当に係る新たな課題も示していく。

本稿では、混合配当の変遷及び税務上の問題を検討することに加えて、従前では指摘されてこなかった納税者の恣意性に関する議論を展開している。そもそも、配当という行為自体が租税法の重要論点といえることに加えて、混合配当には未だに解明されていない問題が存在していることから、今後も研究を続けていく所存である。

取引相場のない株式の評価について

—株式評価の問題点と種類株式の評価—

藤本 佳祐

相続税の税額の基礎は、相続財産の価額である。その評価にあたり、相続税法はその価額について「取得の時ににおける時価」と定めている。しかし、財産における時価を客観的に評価することは簡単なことではない。特に株式においては、その適正な価額を評価することは難しい。現時点において、相続税法では時価は明確に定義されておらず、そのため国税庁が定める「財産評価基本通達」を元に各財産が評価されている。この状況下において、非上場株式の評価については納税者と国税庁との認識が相違することも多いため、課題を抱えていると言わざるを得ない。

我が国においては、事業会社の大半が未上

場の企業となっており、少子高齢化や東京への一極集中などにより、後継者の事業承継が社会問題となっている。種類株式は事業承継において活用が期待されているが、思うように活用がされていない現状がある。種類株式の活用が進んでいないのは、種類株式の評価方法がはっきりと定まっていないことに原因があるように思われる。

このような状況の中、取引相場のない株式の問題点を整理したうえで法定化や現状の評価方法に代わる新しい評価方法の検討を行う。また種類株式については現在の評価方法を検証し、現状の問題点を洗い出して、どのように評価すべきなのか検討を行う。

第1章では取引相場のない株式について評価方法を整理してその問題点をまとめる。取引相場のない株式の評価は、財産評価基本通達の178項から196項にその定めがある。取引相場のない株式は金融取引市場に上場しているわけではないので、「時価」の把握が非常に難しい。取引相場のない株式の問題点は、財産評価基本通達の法源性と「客観的交換価値」を正しく評価できないことに由来している。

第2章では租税法における時価についてまとめる。租税法における時価といっても「相続税法における時価」、「法人税法における時価」、「所得税法における時価」は意味合いが異なる。基本的には相続税の財産評価基本通達に基づいた評価方法により算定されているが、法人税や所得税では譲渡人と譲受人で時価が違う場合もあり、「一物多価」と言える状況にある。そのような状況を前提として、取引相場のない株式は当事者間の関係や、個別事情を詳細に考慮して、その取引における時価を事実認定することが重要になる。

第3章では財産評価基本通達の基本的な考え方をまとめる。通達とは行政機関が法律の根拠なくして自由に定立することができるものであり、また、その形式は一様に定められているものではない。課税要件には明確な法の規定を要するという租税法律主義の下では、課税財産の評価についても法律もしくは政令等に定められるべきであるが、財産評価基本通達は法律や政令の類にはなっておらず問題があると言わざるを得ない。しかし、多くの判例では通達に法源性がないとされているが、あらかじめ定められた評価方式により画一的に評価する方が、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の削減という見地からみて合理的な面もある。

第4章では判例分析を行い、財産評価基本通達の法源性、時価評価方法の選択、財産評価基本通達6項の適用について検討を行う。

第5章では日本公認会計士協会が公表する「企業価値評価ガイドライン」の株式評価方法を分析する。「企業価値評価ガイドライン」は、公認会計士が株式の価値を評価する場合の実施、報告について取りまとめた研究報告であり、租税法とは違った観点からの分析で新しい評価方法の導入を検討する。

第6章では種類株式の基本的な考え方についてまとめる。平成18年5月に施行された会社法により、多種の種類株式の発行が可能になった。種類株式は中小企業の事業承継においても活用が期待されており、親族間の事業承継を安定的に行う意図で活用されることが想定され、例えば後継者以外の株主には配当優先株かつ議決権制限株式を発行することが考えられる。種類株式の相続税法上の評価方法について、中小企業庁からの照会に対して国税庁が回答した文章では3類型に分類されている。現状では重要な要素となる議決権の有無について、適切に評価に反映されているかは疑問がある。また現在の分類では到底カバーできない種類の株式も存在し、現行の扱いには課題があると言える。

第7章では、取引相場のない株式の法定化の議論や新しい評価方法についてまとめる。取引相場のない株式については法定化を進めるべきという意見がある一方で、すべての財産評価を法定化すると実務上の問題があるとする意見もある。その上で、財産評価基本通達に定めている基本的な事項は法定化できないか提言をまとめる。日本公認会計士協会のガイドラインでは非上場株式の評価方法について分析をしているが、企業価値の観点からみた合理的な方法であり、税法の時価算定方法に加えることができないか検討する。

現時点では、税法はおろか、財産評価基本通達でも具体的な評価方法は明示されていない種類株式について今後の方向性を検討する。中小企業の事業承継において、種類株式の活用が提言されている昨今であるが、その活用

にあたって種類株式の評価の不明確性が指摘されている。現状では、それが納税者の予測

可能性を阻害しているとも言え、今後の種類株式の評価方法について提言をまとめる。

贈与税の適正な課税のあり方

～みなし贈与の検討を中心にして～

大田 厚志

第1章では、初めに贈与税の課税の根拠について触れ、その重要な根拠には、相続税回避の防止と、富の再分配による課税の公平性があることを確認した。贈与税は相続税法の一部として制定されているが、その条文構造をみると、冒頭の部分は、贈与税の対象である「贈与」が民法からの借用概念であることから、適用範囲を明確するために割かれている。「みなし贈与」といわれる条文のうち、相続税法第7条と第9条は、対象範囲に不明確な部分があり、「不確定概念」といわれ、特異な条文となっている。

第2章では、相続税・贈与税の沿革からみなし贈与の成り立ちを含めて概観した。みなし贈与はシャベルの勧告を受けた昭和22年における相続税改正の際に整備された。相続税は累積課税導入の試みなど、戦前から戦後の11年間にかけて多くの見直しがなされ、それに応じて贈与税の見直しがなされた。その後、平成15年の改正において相続時精算課税の導入が行われ、戦後期に頻繁に行われた累積的課税の更なる試みが行われている。

第3章では、みなし贈与の特異な条文である相法7条と相法9条に関する判例を取り上げ、その特異性（規定する範囲の不明確さ）について確認した。相法7条の条文にある「著しく低い価額」に関する判例、第三者への譲渡に関する判例、同族会社への贈与に関する判例と、法令の存在の不知と贈与を受ける意思に関する判例をみた。各判例において、租税法律主義に基づく文理解釈と納税者意識との齟齬が見て取れた。

第4章においては、相法7条と相法9条の適用範囲の特異性について更に考察を行った。相法7条と相法9条の共通点には、範囲の不明確さという不確定概念と租税回避防止機能がある。不確定概念に関しては、その必要性和合理性が認められる限りにおいては、課税法律主義に基づく課税要件明確主義に反するものではないとして、一定の条件下では認められるものとして理解されている。また要件事実を明確にすることで、予測可能性の確保も可能であるとされている。相法7条と相法9条に存在する不確定概念である「著しく低い価額」と「時価」という概念を検討したところ、課税要件明確主義には抵触していないと思われる。不確定概念の存在自体は、租税法律主義の例外として認められているが、これを克服するには立法による対処が必要となる。また相法7条と相法9条において「贈与の意思」が課税要件になるのかについて検討を行ない、課税要件にはならないが、民法における「贈与」と同様に当事者の意図が重視されていることがわかった。

第5章では、相法7条と相法9条には、租税回避を防止する機能という共通点があり、それについて検討を行なった。相法7条は個別否認規定として、相法9条は一般的な否認規定として機能している。一般的否認規定は、法的安定性・予測可能性の見地からその設置に否定的な見解がなされることがあるが、妥当な運営のもとに認められるべきとの考えもある。妥当な運営とは、必要に応じて個別否認規定など立法で対応することを意味する。

相法64条と財産評価基本通達の総則6項においても、一般的な否認規定に近い機能を有するとされているが、相法64条においては、相法9条の個別否認規定と考えるのが妥当とされ、総則6項に関しては法令ではなく通達であり、また財産評価の通達ではあるが、相法7条や9条が包摂している一般的な否認規定に近い通達といえる。このように不確定概念や一般的な否認規定を使って租税回避防止策の網を幾重にも張り巡らせる理由は、相続税という税目の性質によるものであり、それを補完する贈与税にあっては更なる租税回避防止策が必要になっていると考える。

このような租税回避防止策ではなく、別の試みにより、課税の公平を図ることもみられる。第6章においては、海外における相続税・贈与税の廃止、所得税との一本化、累積的課税による中立的な税制をみた。今後、マイナンバーをはじめとするICT環境の充実

で、累積的課税の導入がより現実的になると思われる。それが実現した暁には、資産移転の時期の選択に中立的であるだけでなく、租税回避防止という観点からも中立的な税制の実現が近くなるのではないかと思われる。

最後に、租税法律主義と租税公平主義のスタンスの違いが、みなし贈与には表れているが、それらの相克も垣間見つつ、共存していく姿をみてとれたようにも思える。みなし贈与という不確定概念を通じて、この齟齬やズレに対して法の網をかけることで、租税法律主義の管制下に置くこととし、厳密な解釈に関しては、個別の事例に対し、司法が判断を行うという図式が見て取れる。司法が個別判断を行った結果を積み重ねることで、立法の必要があれば、立法化をして個別に租税回避を否認する方式で解決を図ることが必要と考える。

「消費税 仕入れに係る消費税額の計算についての考察」

関口 聡朗

本稿は消費税の仕入税額控除制度を対象に近年の税制改正の検証、裁判例の検証を通じ検討課題を整理し、考察を行うことを目的としている。

消費税では従来、仕入れと売上げの期間的な対応を図ることなく「課税期間単位」での税額計算を行うこととされている。しかし、令和2年税制改正において居住用賃貸建物の取得につきその取扱いが整備された。居住用賃貸建物の取得（課税仕入れ）を行った課税期間において仕入税額控除を認めず、その後事業用貸付けへの転用や転売の事実があった場合には、当該居住用賃貸建物の取得に係る消費税額のうち当該建物から生じた課税売上げに応じた金額の控除を認めるという、い

わば仕入れとそれから生じた個別的な売上げを対応させて控除税額を算出する手法が採用された。

この改正を契機に、従来の課税期間単位による税額計算の考え方にとられることなく「課税仕入れに対する控除税額の計算の在り方」を「仕入れと売上げの期間的な対応」の見地から再検討することは意義があるものと考え、仕入税額控除を研究対象とした。

本稿の主な焦点は、仕入税額控除制度が「課税仕入れ等の税額のうち税額控除対象部分（課税資産の譲渡等に対応する部分）が平等に算出される制度となっているか」にある。

まず、近年の税制改正の検証を通じ、以下を結論付けた。

・全額控除制度の適用範囲の見直し

節税スキームでは課税事業者の選択や新たな法人の設立を行った上で全額控除制度を用いることが多い。「相続があった場合の特例」を除く消費税の納税義務の免除の特例規定の適用を受ける課税期間について全額控除制度の適用を認めるべきではない。

・棚卸資産の調整（本則課税と簡易課税）の創設

高額特定資産の取得を行った場合には事業者免税点制度の適用除外、本則課税の強制適用がされるが、少額の資産を大量購入した場合等について手当はされていない。棚卸資産はその売上げの認識は販売により明確に捕捉できることから、事業者が本則課税から簡易課税へ、または、簡易課税から本則課税へ控除方式を変更する場合には変更直前課税期間の期末に保有している棚卸資産に係る消費税額を変更後の課税期間において仕入控除税額から減算し、または、加算する規定を設け、仕入控除税額の調整を図り、仕入税額の二重控除や仕入税額控除の適用が受けられないケースを防止すべきである。

・居住用賃貸建物に係る仕入税額の概算控除制度の創設

令和2年改正により資金繰りを圧迫する可能性が懸念される「棚卸資産である居住用賃貸建物を取得した場合」に限り、事業者の選択により、居住用賃貸建物を取得した課税期間において概算の税額控除を認め、当該建物の売却課税期間、ないし、売却がかなわなかった場合には第3年度の課税期間に適正な控除税額を算出し精算する措置を置くべきである。

次に、裁判事例の検証では、中古不動産販売業者であるムゲンエステート社、ADワークス社の各裁判を主に取り挙げた。両社ともに建物の売却収入（課税売上げ）と副次的に居住用家賃収入（非課税売上げ）が生じることとなる「転売目的の居住用中古建物の購

入」について「課税仕入れの用途区分」を争うもので、現時点でいずれも申告受理申立てがされている。

「課税仕入れの用途区分」は不動産業者にとって重要である。個別対応方式では「課税資産の譲渡等」にのみ要する課税仕入れ（以下「課税対応仕入れ」という。）に係る消費税額は全額を売上税額から控除するが、「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ（以下「共通対応仕入れ」という。）に係る消費税額は課税売上割合を乗じた金額のみ売上税額から控除する。不動産業では課税売上割合は相対的に低い傾向にある。また、課税売上割合が「転売目的の居住用中古建物から生じる売却収入と居住用賃貸収入の合計のうちに売却収入の占める割合（以下「物件課税売上割合」という。）」に比し、低くなるほど税負担は増える。

ADワークス社第一審では「税負担の累積排除」「経済実態」に言及し、当該課税仕入れを「課税対応仕入れ」と判示したが、ムゲンエステート社第一審、控訴審及びADワークス社控訴審においては消費税法30条の文理解釈から「課税仕入れを行った日の客観的な状況」から判断し、仕入日において建物の売却のほか家賃収入が見込まれていることから当該課税仕入れを「共通対応仕入れ」と判示した。

本稿では「共通対応仕入れ」との判断が妥当と考え、「課税売上割合」と「物件課税売上割合」とのギャップの問題は、「課税仕入れの用途区分」ではなく、共通対応仕入れの控除税額をプロラタ計算で求める際に使用する「割合」に解決を求めるべきであるとの結論に至った。

前述プロラタ計算において、消費税法では税務署長の承認を受けることにより「課税売上割合に準ずる割合」の使用を認めている。前述ムゲンエステート裁判では、課税売上割合に準ずる割合として申請した「課税期間中

に売却した居住用中古建物に係る売却収入と賃料収入の合計のうちに課税売上げの占める割合」が却下された点も争われており、裁判所は、当該割合は過年度の賃料収入が計上される一方で当該課税期間の賃料収入の一部が計上されないことから合理的な割合とは認められないと判断した。

すなわち、課税売上割合に準ずる割合が「課税期間単位での税額計算」という基底の

上に立つものである限り、仕入れと売上げの期間的対応を図った「複数課税期間に渡る売上げ」を基に算出した割合は課税売上割合に準ずる割合として認められることはなく、共通対応仕入れについて仕入れと売上げの個別対応を図った控除税額を算出するのであれば、別途、売上げが実現した課税期間において控除税額を事後調整する手法で対応することが妥当であるとの結論に至った。

過大役員給与の損金不算入について

松本 憲和

私は研究する論文課題として「過大役員給与の損金不算入」を取り上げる。対応税目は法人税に該当し、課税関係に繋がる条文としては、法人税法34条、また、それに関連して政令で定める金額を規定した法人税法施行令70条（具体的には70条一のイ、ロ）であると考ええる。

序章では本課題を取り上げるにあたっての研究動機について、第1章では本論文執筆にあたっての問題意識の所在について記載していく。私の問題意識は『公平性』、『透明性』、『合理性（妥当性）』、『創業者利益や企業業績貢献度の加味』の4つにある。以上の問題意識に立ち、本論文を執筆することとする。

第2章では現行制度を確認し、現状の確認を行っていく。役員給与の概念や現行法で損金算入が認められている3つの類型について、法人税法施行令70条にて定められている「不相当に高額」といえるかどうか判定する基準となっている「形式基準」、「実質基準」についての説明を行う。また、補論的にアメリカにおける上場企業の役員報酬制度の実態を経済産業省がまとめた調査を元に簡潔に紹介する。

第3章では判例と先行研究の検討を行う。

この章では過大役員給与の損金不算入における各種の租税判例の中から代表的なものを取り上げつつ、最高裁まで争われた残波事件についても考察する。結果としては、取り上げた判例中では経営の刷新や利益体制の変革、業界内の地位向上に貢献などの功績が認められない事例が多く、役員会社の会社に対する貢献度合に対する評価方針について、具体的な基準や原則を設けるべきであると考ええる。また、類似法人を算出した上での適正額の判定についても問題点があると考えている。これらについては第7章の第4節、第5節で再度取り上げる。

第4章、第5章では過去から現在にかけて制度変遷を振り返った上で、印象的な対応を行った税制改正について紹介していく。特に第5章での平成18年度税制改正について、改正前は、役員賞与については、損金算入が認められておらず、役員報酬については、第2章の第2～4節で並べたような3つの類型などの規定はなく、原則として損金算入が認められていた。しかし改正後、役員賞与と役員報酬を区別することをやめ、両者を含めた「役員給与」という1つの概念で、損金算入が認められる場合を、新たに作った。この大

きな改正の経緯や内容について詳しく記載する。

第6章では役員給与税制と関わりのある他の枠組みについて検討を広げる。コーポレートガバナンスについては、令和3年6月に国税庁がHPで公表した「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について」を紹介している。この取組とは国税庁が行う税務調査時に、企業に対して「税務に関するコーポレートガバナンス確認表」を作成することを依頼し、その後、提出された資料を参照しながら当局が税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組の実施状況を確認し、判定を行う。その上で評価内容と要改善事項の伝達を企業の経営責任者等に対して行い、企業は指摘された事項について再発防止策の策定及び運用を実施し、次回調査時に当局宛に報告するため備える。これを税務調査の度に繰り返すというものである。私自身がこの施策を見て感じたメリットは税務調査の重要性と、中小企業への効果の波及性である。本施策では税務コーポレートガバナンスの事業年度ごとの評価を国税庁HPにて公表するとあり、これが浸透すれば税務に関するコーポレートガバナンスの充実性は増していくであろう。そういった点で税務調査は企業の役員給与の算定方法や報酬委員会の規定などにもメスを入れ、その結果企業が是正してくれれば下請けの中小企業にも同様の効果が得られると私は期待している。最終的には、中小企業が自主的に「税務に関するコーポレートガバナンス確認表」を提出出来るようにすべきと考える。提出があった場合には同じく更正指導を行うことが出来れば、経営の効率化にも繋がり、企業も役員報酬等の決定に一定の法則が生まれ、未然に役員報酬に関する更正処分を防ぐことが出来るかもしれないので本施策は周知と運用拡大を願っている。続いて最近報酬形態として採用が増えているストックオプションについても取り上

げ記載している。そして役員報酬開示制度については現在、会社法や有価証券報告書で記載が求められる開示の内容や範囲について紹介した上で、今後株主などのステークスホルダーに対してどのように開示していくべきかについてもまとめている。

第7章では現在の役員給与制度に現存する課題を整理する。第1節では法人税と所得税の二重課税問題を、続く第2節では中小企業と大企業での役員給与を巡る不公平性について、第3節では役員給与額を巡る不透明性について、日産自動車元会長カルロス・ゴーン氏の役員報酬を巡る有価証券報告書の虚偽記載事件を題材に論を展開する。第4節では役員給与算定における、算定基準で多く採用される「倍半基準」について紹介した上で、問題点を洗い出している。この「倍半基準」の問題について私が思うところは、同業種同規模の法人の抽出方法が限定的であることである。抽出地域は出来る限り日本全国にすべきであるし、業種についても中分類程度の業種から抽出すべきである。さらに規模判定における売上金額の偏重も見直さなければならない。売上高のみに着目し、本来抽出すべき法人を抽出できなければ公平な税負担を実現できなくなれば本末転倒だからである。では売上高以外に何を着目すれば良いか、それについては第5節では創業者利益や企業業績貢献度の還元が加味されていない現状を取り上げている。結局のところ、直近の税制改正で税務上も多様な指標を取り入れ業績評価を行うなどの手当てが行われても、過大役員給与の課税手法は原則従来のみである。この状況は国内のベンチャー経営者や外部出身役員の登用においてモチベーションの低下につながり、中小企業の競争力の低下に陥りかねない。そのためには役員経営に対する貢献や過去の功績を個別に評価し、適正額に反映するような運用を検討すべきである。

最後に第8章、終章では前章で挙げた役員

給与税制の課題を踏まえつつ、理想と実務に配慮した現実解、本論文のまとめを行っている。ここでの自身の提言としては、1つめは中小企業への様々な情報開示と大企業・中小企業共々さらなる開示の徹底である。やはり「不相当に高額な」という不確定概念が、納税者の予測可能性を十分に確保できていない理由の1つは行政庁の開示資料の情報提供が不十分だからである。特に実質基準については、類似法人の役員給与の支給状況について、納税者側が行政庁と同等の資料を入手できていないことが問題であると、私は考える。そのため行政庁には役員給与の金額決定のために更なる情報開示を求めたい。具体的に調査企業数の拡大が必要であろう。そうすれば納税者と行政庁で一定の情報が共有されることで納税者の予測可能性は高まり、過去にあったような実質基準による否認例が減少することになるであろう。次に開示の徹底について、中小企業の役員報酬の情報開示が進んでいないことに関して中小企業の役員報酬の情報をどのように集め、それをさらに公開すれば良いのかという点で参考となる施策を金融庁が

令和3年4月1日に公表した。「国際金融ハブ取引に係る税制措置（法人税）」は投資運用業を主業とする非上場の非同族会社について、業績連動給与の算定方法等を金融庁の専用ウェブサイトに掲載する場合には、損金算入を認める特例が設けられたというものである。この改正は投資運用業を営む非上場の非同族会社という適用であるが私は業種や同族・非同族に拘らず、拡大して欲しいと考えている。報告内容としては業績連動型の役員報酬に当たる場合の金額とその算定方法、それと当該内容を承認した株主総会の議事録が添付されるのが望ましいと私は考える。

そしてもう1つの提言としては法人税法34条2項の死文化に伴う法人の予測可能性を確保するために、業績連動給与の算定方法等を金融庁の専用ウェブサイトに掲載する場合には、損金算入を認める特例について業種を問わず、同族会社か非同族会社であっても良いという様に運用を広げるということを税理士法第33条の2の書面添付制度を活用して、提出書面の担保を取るという方策と併せて考えている。

税法上の減価償却制度における単位と区分のあり方

千葉 達仁

法令上、減価償却制度は減価償却費の計算に必要となる耐用年数や償却方法を定めているが、減価償却資産の単位や減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下、「耐用年数省令」）における区分の判断に納税者が迷い易い現状があり、予測可能性の担保の面からも問題がある。単位は法人税法施行令第133条で定める少額減価償却資産の損金算入の特例（以下、「少額減価償却資産制度」）等の適用に大きく関わり、また、区分は耐用年数や償却方法だけでなく、特別償却制度等の適

用にも関わる。単位と区分はいずれもその明確な判断基準が法令上明記されていないという事もあり、その判断を巡る係争も多く発生している。更に、技術革新や企業活動の変化に伴って減価償却資産の形や使用方法が変わる事でこれらの問題は更に複雑化する恐れもある。本稿はこのような問題意識に立ち、減価償却制度及び少額減価償却資産制度を検討する。

まず、第1章と第2章では減価償却制度及び少額減価償却資産制度に関して、現行法令

の確認や沿革を通して制度の構造やその目的を整理している。税法上の減価償却制度の主な目的は課税の公平を保つ事と考えられており、また、耐用年数省令はその時々時代の背景等に合わせて見直しが行われている。特に平成19年の改正はこれまでと趣旨が大きく異なり、減価償却制度の考え方が従来の使用可能期間から、投資に対する回収期間へシフトしたと言える重要な改正となる。そして、少額減価償却資産制度は企業の事務的負担に考慮して設立され、企業会計原則における「重要性の原則」に基づくものと考えられている。当初は「少額重要資産」や「少額多量資産」と呼ばれる一定の減価償却資産を適用除外とする規定があったが、除外規定は全て廃止され、NTTドコモ事件と呼ばれる係争に繋がる事となる。

次に第3章では、NTTドコモ事件を中心とした減価償却資産の単位に関わる判例や学説の検証を通して、現行制度における単位の解釈とその問題点を検討している。NTTドコモ事件では「資産本来の機能を発揮できる単位」を基準とする考え方が裁判で示され、また、学説上もこの基準が通説とされているが、将来的に技術革新等によって資産の細分化が容易になり得るであろう事を想定すると、この基準では少額減価償却資産制度の濫用に繋がる恐れがある。実際にNTTドコモ事件では総額111億円超の損金算入が認められており、制度の趣旨を鑑みても正しい姿とは言いがたい。そこで、学説の1つである「資産の用途に応じた機能を発揮できる単位」を基準とする考え方に着目すると、資産の単位は用途に基づいて解釈されるべきものであると考えられる。しかしながら、残る課題として用途の具体性が曖昧であり、この点を明確にするために、次に単位と耐用年数省令の関連に着目する。

第4章では区分の検討として、耐用年数省令に関わる各判例の検証を中心に行っている。

現行の耐用年数省令は種類、構造、用途、名称に基づいて区分がなされていると整理できるが、制度の趣旨や判例検証を踏まえると、構造や名称による区分は現状に適しているとは言いがたく、単位と同様に用途に基づいて解釈されるべきであると考えられる。

最後の第5章ではこれまでの検討内容に基づいて結論をまとめている。問題点を再確認すると、単位と区分における予測可能性の問題、そして少額減価償却資産制度の濫用の2点である。単位と区分はいずれも用途に基づいた解釈がなされるべきであるという前提に立ち、まず、予測可能性の問題に関しては、耐用年数省令は用途を基準に簡素化を図り、単位の基準に用いる事を提案する。具体的には耐用年数省令において「構造又は用途」で区分されているところを「用途」のみとし、細目に個別名称が記載されているものは削除すべきである。その上で、減価償却資産の取得価額の計算方法を定める法人税法施行令第54条に「取得価額の単位は用途に従って判断」し、「用途は減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定めるところ」とする旨の規定を追加すべきである。用途を基準に耐用年数省令を簡素化することで区分の判断が容易となり、また、単位の基準にも適したものとなる。更に、単位の基準が耐用年数省令に基づく事で法令に準じた基準となり、予測可能性も担保できる。次に少額減価償却資産制度の濫用に関しては、法人税法施行令第133条に事業年度ごとの損金算入限度額を規定し、その限度額は固定資産の取得額に応じた金額とする事を提案する。限度額はアメリカの即時償却制度を参考に、固定資産の取得額に応じて逦増する形が望ましいと考えられる。そして最後に、これらの提案に付随して耐用年数の短縮制度の簡素化を図ることで、納税者にも選択権のある柔軟な減価償却制度を実現できるものと考えられる。

取引相場のない株式の各税法の立場からの評価

本田 智裕

本稿は、取引相場のない株式の税法上の評価方法のあり方について各税法の立場から論ずるものである。取引相場のない株式の評価方法については実務上、その多くが財産評価基本通達及び同通達を準用することとなる所得税基本通達、法人税基本通達に依拠することとなる。財産評価基本通達において、株式の評価方法を決定する株主の判定方法について明記されているが、その解釈が問題となる場面が多い。株式をどれだけ保有すれば会社を支配できるのか、また、その会社を支配しているのは株式の売買、相続の前後いずれで判定するのかは相続税法、所得税法、法人税法各税目間でその判断が異なるが故に、同一の取引で二つの時価が発生する「一物二価」問題が生ずることとなる。

所得税法では、所得税基本通達59-6、法人税法では法人税基本通達9-1-14を根拠に、一定の要件のもと財産評価基本通達の準用を認めており、所得税法では資産を譲渡した者の立場に立って、譲渡前の現況によりその株主判定を行うよう財産評価基本通達を読み替えるよう定めがある。法人税基本通達ではそのような読み替えは明示されておらず、財産評価基本通達と同様株式の譲受人の立場に立って株主判定を行うこととなる。

譲渡人と譲受人で、一方で原則的評価が採用されながら、もう一方では特例的評価方式が採用される場合が存在する。つまり、支配株主から少数株主への譲渡、又は少数株主から支配株主への譲渡の形である。

本稿では、一物二価問題を考えるうえで、タキゲン事件（東京地裁平成24年8月30日判決¹、東京高裁平成30年7月19日判決²、最高裁判決令和2年3月24日³）の検討を行っ

た。本事件は、国税庁が所得税基本通達59-6の改正を行うきっかけとなった事件であり、この事件は平成19年8月にX社の代表取締役である甲が保有するX社の株式を配当還元価額によりY社に譲渡したところ所轄税務署長は類似業種比準価額による評価額が譲渡により収入すべき金額であり、当該譲渡は所得税法59条1項に規定する低額譲渡に該当するとして、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定を行ったものである。本事件では、所得税法において準用されている財産評価基本通達の解釈が論点となっている。本事件を受けて国税庁は令和2年8月に所得税基本通達の制定において、相続、遺贈又は贈与の場合には取引相場のない株式の取得後の株主構成によって同族株主等の判定を行うが、所得税法では譲渡又は贈与後の取引相場のない株式の譲渡又は贈与直前の株主構成によって同族株主等の判定を行うこと等その解釈を明確化し公表した。これまでは、評価通達の解釈や各税目間で異なる評価方法によりその評価金額が問題となることが多かったが、本事件により所得税基本通達上の評価方法、趣旨の一部が明らかとなった。

本事件では、譲渡所得税の課税趣旨の立場から通達の解釈を行い、評価をすべきという結論となったが、その根拠は増加益清算課税説を前提として、資産に内在する値上がり益を清算するために収入する金額を、譲渡所得税を計算するうえで収入すべき金額とする考え方である。取引相場のない株式の評価方法については、実務上その大部分が通達に依存することになっており、その通達に従い評価を行った結果、同一の取引で二つの時価が発生しうる現行の通達は納税者の租税負担の予

測可能性を阻害していると考ええる。法人税基本通達の解釈により個人株主から法人株主への譲渡の際に一物二価が起りうる現行の通達の定めには、いささか疑問を感じずにはいられない。取引相場のない株式の取引は、事業承継のための親族間取引や自己株式の取得など、第三者間取引ではない場合が多く、その価格の決定方法につき評価通達から譲渡人側と譲受人側の「時価」が異なることとなると、取引相場のない株式の取引に慎重にならざるを得ず、今後増えていく事業承継問題の解決のための取引等にも支障をきたすことにもなるだろう。

今後、取引相場のない株式の取引価格の決定を速やかに行うための方策として、譲渡人

たる個人側で増加益清算説による立場による評価方法を認めるのであれば、法人税基本通達の所得税基本通達への歩み寄りが必要と考ええる。具体的には、支配株主たる個人から零細株主たる法人へ譲渡を行う場合（自己株式の取得も含む。）法人側での評価方法を所得税法による評価方法に合わせる事が考えられる。

1 (税資267号-96順号13045)

2 (税資268号-67順号13172)

3 裁判所ホームページ最高裁判所判例集 最高裁判所第三小法廷平成30年（行ヒ）第422号所得税更正処分取消等請求上告受理事件

移転価格税制における無形資産取引の課題への検討

—令和元年税制改正を中心に—

橋本 伸悟

はじめには、問題意識を記載する。日本では、令和元年（2019年）税制改正で無形資産・特定無形資産の定義、DCF法の導入、価格調整措置など、移転価格税制に関する無形資産の枠組みが整備された。これは2017年のOECD移転価格ガイドラインの規定等を踏まえ、国際的なスタンダードに合わせるように見直されたものである。OECDではBEPSプロジェクトを数年にかけて議論し、OECD移転価格ガイドラインを作成したが、今後も国際的な最低税率15%の導入、デジタル課税の創設など無形資産を取り巻く環境は変化していくだろう。国際的な無形資産の重要性はますます高まっていく。そのため、本論文では、移転価格税制における無形資産取引について、令和元年（2019年）税制改正で導入された無形資産、DCF法、価格調整措置の課題などを中心に、OECD移転価格ガイドラインと比較しながら検討していく。

第1章では、移転価格税制の現行制度を全般的に記載している。特定無形資産の独立企業間価格の算定方式はDCF法を前提としているが、無形資産（特定無形資産を除く）については比較対象取引があり、適切な算定方法であれば縛りはない。また、特定無形資産はその独自性から将来の収益性が予測できない側面があり、その解決方法として事前確認や相互協議が考えられる。令和元年税制改正の内容を取り扱う前に、既存の移転価格税制を全般的に取り扱い、第3章以降の検討に役立つ。

第2章では、OECDの移転価格税制の歴史と、日本の移転価格税制の歴史を記載している。2015年9月にBEPS行動計画の最終報告書を受け、それを踏襲したOECD移転価格ガイドライン2017年版は、日本の令和元年（2019年）税制改正のもとになっている。また、無形資産に関連することだけでなく、

国際的な租税回避に対応し、公平な競争条件をグローバルに整えるため、これまで OECD の取り組みをもとに日本の移転価格税制は整備されてきた。日本の移転価格税制の歴史を考える上で、OECD の移転価格税制の歴史は重要になってくる。

第3章では、令和元年（2019年）税制改正で導入された移転価格税制に関する「無形資産」「特定無形資産」「価格調整措置」「DCF法」の概要を記載している。日本の税制における詳細だけでなく、OECD 移転価格ガイドライン2017年版ではどのように考えているかなどの比較も行っている。

第4章では、DCF法に関して具体的な事案を通して理解を深めるため、①事務運営指針参考事例集[事例24]の検討、②国内における事業再編のDCF法の検討を取り扱う。現状、導入から間もないため、移転価格税制におけるDCF法には判例がない。そのため、①事務運営指針参考事例集[事例24]を用いて、税務当局の考え方の検討を行う。また、国内における事業再編ではDCF法を用いてきた歴史があり、判例もあるため、移転価格税制においてもこの判例をもとに解釈する可能性がある。そのため、②国内における事業再編のDCF法として、カネボウ株式買取価格決定申立事件を取り扱う。

第5章では、アドビ事件を取り扱う。この判例は事業再編において、「再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法」が適用できないかが争われた。判決は認められず、国側が敗訴（移転価格税制も認められていない）している。しかし、令和元年（2019年）税制改正以降の法律では、事業再編において無形資産が譲渡しているという見方ができ、譲渡した無形資産の将来的な予測利益を使い、DCF

法で独立企業間価格を算定するものと考ええる。移転価格税制におけるDCF法の判例がないことから、過去の判例を用いて、令和元年（2019年）税制改正以降の法律で再検討を行っている。

第6章では、節ごとに課題の検討を行う。「第1節無形資産の定義における射程の広さ」では、無形資産の定義は「有形資産と金融資産以外の資産」と範囲が広く、無形資産の超過収益力の帰属性について各国との主張のしあいが予想されるため、ある程度厳格なルール作りが世界規模で必要でないかということを検討している。「第2節DCF法による不確実性」では、DCF法は予測利益、割引率、予測期間と不確実のものが多いため、納税者の法的安定性と予測可能性が満たされない可能性がある。その不確実性を第三者による見積もりなどにより客観性を持たせることで解消する方法はないかを検討している。「第3節費用分担契約」では、費用分担契約は移転価格税制の無形資産の譲渡と違い、無形資産の評価を避けられるという利点がある。今後、導入を検討する企業が増えていくと考えられるが、これは事務運営指針に記載されているのみであり、法令化されておらず、また具体的な明示もない。どのような点を具体化し、運用すべきかを検討している。「第4節移転価格税制における事業再編の導入」では、OECD 移転価格ガイドラインでは、移転価格税制における事業再編について多く記載されているが、日本では事業再編として扱っているものは見られない。そのため、具体的な処理方法の明示の必要性について検討している。

おわりにでは、今後の展望について記載されている。

出資額限度法人である医療法人の持分評価

—医療法人出資持分に係る定款を考慮する評価の意義—

井上 貴夫

医療法人は医療法を根拠法とする法人であり、その性格は民法を根拠法とした公益法人でもなく、会社法を根拠法とする株式会社・営利法人でもない、中間的位置づけの法人である。そして、医療法は国民の健康の保持に寄与することを目的とし、また、医療法人の収入は、国民皆保険による公的資金を源泉としたものである。そのため医療法は、医療法人の非営利性を担保するために、剰余金の配当を禁止しているとともに、その法人の運営・決議機関である社員総会（会社法が定める株主総会に匹敵し、役員を選・解任や定款変更及び解散等を決議する機関）は出資者の総会ではなく、出資者ではない社員も等しく（出資の有無や出資比率に関わらず）一社員一議決権を持つ形で運営されている。

そのような特殊性のある医療法人についての税務上の取扱いにおいては、課税の公平性を重視する観点から、その特殊性が考慮されていない。特に、医療法が設立した医療法人制度における「出資」・「持分」について、それは商法（会社法）を準用するものではなく医療法独自の「出資者に利益が帰属するものではない」資本であったにもかかわらず、実務において株式会社における株式と同様に取り扱われる誤解が生じ、税務上の取扱いにおいて本来は考慮されてしかるべき定款の定めが無視された形での財産評価となっている。

本稿においてはまず、医療法人制度を創設した医療法の趣旨を確認するとともに、医療法人の類型及びその類型ごとの税制を整理し、医療法人制度と税制の関係における課題を取上げる。そして、医療法人制度における「出資」・「持分」が株式と同様に取り扱われ

る誤解がどのように形成されたのかを、行政解釈及び司法解釈を通じて考察する。厚生省（当時）の通達に「誤解」が起因していたとする報告書、及び、高裁と最高裁の判示がともに別れた2つの事案での司法解釈からは、実務実態に即した税務上の解釈の妥当性が読み取れる。

しかし、出資額限度法人についての税務上の取扱いには課題が残っていると筆者は考える。行政解釈における誤解の積み重ねに立脚することとなった一般の持分あり医療法人に対し、出資額限度法人は医療法の趣旨を正しく鑑み非営利性を担保するために、定款の定めにより「出資持分払戻請求権」と「残余財産分配請求権」に出資額を上限とする制限を設け、剰余金は出資者に帰属しない。しかし、税務上の取扱いではその定款は考慮されず一般の持分あり医療法人と同様に剰余金を含む取扱いとされている。これは、租税回避行為防止を重視し、将来の定款変更の可能性が法令で禁止されていない以上は再び定款を元に戻すことで剰余金を出資者に帰属させるという将来の潜在的な価値を「客観的な時価」として取り扱うこととしたものであり、司法判断もそれを支持している。これは学説によると、日本の相続課税が、相続・贈与時に即時に富が移転することを念頭に置く受益時課税であり、譲渡と富の顕在化とに時差のある富の移転には特別な規定がない限り対処できないため、潜在的な価値を客観的な時価として取り扱う拡張解釈をせざるを得ないためであると解せられる。

本稿においては、そのような司法判断及び学説を参考に、どのようにすれば出資額限度法人の持分の評価が、払戻額に対する制限

という定款の定めを反映する評価になりうるかを考察し、厚生労働省による医療法改正での手当て、或いは、昭和39年に租税特別措置法を根拠法として導入された特定医療法人の例を範とした出資額限度法人の立法措置を提案する。出資額限度法人は持分の定めのある医療法人として一般の持分あり医療法人と同じ区分で取り扱われているため、経過措置医療法人との位置づけであるが、出資額限度法人に法的根拠を付与することにより一般の持分あり医療法人とは別区分に切り出し、ゴーイングコンサーンを具備させることで、認定医療法人制度と同様な「出資者の相続に係る相続税の猶予・免除」、及び、「出資者間のみなし贈与税の猶予・免除」の適用が視野に入ることとなり、相続・事業承継の課題解

決にもつながる。そしてそれは、医療法による医療法人制度の創設の目的の一つ、「永続性をたもたせる」ことにつながり、ひいては、医療法第1条が定める「国民の健康の保持に寄与する」こととなろう。

尚、本稿においては、日本医師会の税制改正要望における「出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善」についての要望や、持分あり医療法人の持分なし医療法人への移行状況の数的な緩慢さ及びその要因についての確認も行い、上述の立法化における留意点（医療法による要件、税法による要件、事前審査制の導入、等）についても考察を論じることで、有効性をともなう提案となるよう心がけた。

以上

フリーランスに適用すべき所得税区分の検討

佐々木 秀幸

本研究の背景と目的

インターネットの普及により個人の時間や能力、資産をシェアし、所得を得るサービスなどが、日々世の中で当たり前のように利用されるようになっていく中、2020年から世界中で猛威を振っている新型コロナウイルスにより、その波は急激に加速している。

そこで、これら多様な働き方によって得られた所得を、所得税法で規定されている10種類の所得区分の枠の中で、どのように分けているか、また、この枠では収まらないような事象が発生しているかどうか、今一度検討すべき時期が来ていると考えられる。

これらに関して、深く研究することを通じて、今後さらに増えていくであろうフリーランスの方々がより安心して、自己実現のために多様な働き方を選択しやすくなるよう、税解釈の道しるべを記述していく。

第1章 フリーランスとして働くとは

まず、第1節で、フリーランス協会がまとめた「フリーランス白書2020」をもとに、フリーランスの定義と「なぜ開業しようと思ったのか」ならびに、「なってみてからの課題」といったフリーランスへの調査の結果を記述する。

次の第2節で、フリーランスを、専門として他者から完全に独立した状態で事業を行っている者（以下、独立型フリーランスとする）と、企業などに属しつつ副業でフリーランスを行っている者（以下、副業型フリーランスとする）の大きく分けて二パターンに大別する。

第2章 フリーランスと所得税

第1節で専門として個人で生計を立てるフ

リーランス（独立型フリーランス）、第2節では副業としてのフリーランス（副業型フリーランス）は、それぞれどのような所得区分が適用されるのかを記述していく。

続いて、第3節にて、所得区分判定が異なった場合、その結果によりどのような違いが生じるのかに関して、雑所得と事業所得との違いという観点で記述していく。

そして、第4節にて、「請負契約」「委任契約・準委任契約」「雇用契約」「派遣契約」など、さまざまな契約形態において、所得税の分類上、どれにあたるのが一般的であるかを検討する。

第3章 過去の関連判例の検討① 給与所得と事業所得

本章および第4章では、実際に過去に起きた裁判例を通じて、どのような解釈のもと、各所得の認定がどのようにおこなわれていたのかを確認していく。

（ピックアップした判例）

第1節 弁護士顧問料事件（最高裁昭和56年4月24日判決）

第2節 日本フィルハーモニー交響楽団員事件（最高裁昭和53年8月29日判決）

第3節 九州電力検針員事件（福岡高裁昭和63年11月22日判決）

第4節 弁護士無料相談会報酬事件（大阪高裁平成21年4月22日判決）

事業所得と給与所得の分けを判断する根拠として、もっとも代表的であり、他の判例の前提として述べられるのが、本章第1節で記載した弁護士顧問料事件である。前述の通り、この判例において事業所得ならびに給与所得の違いを「従属性」と「独立性」という観点で判断すべきとしている。自己の危険と計算において独立して行っているのか、もしくは使用者の指揮命令下のもと従属しておこなっているのかを実質的に判断するのが肝要

である。

この判断の際に、高度な専門性があり、ある程度の自主性があっても、その実態が独立性を認めるに至らない場合、給与所得に該当しうることが、本章第2節の判例でわかる。

一方で、第4節の判例では、雇用契約を結んでいないことにも着目していることから、契約形態に関しても、1つの判断基準としては機能していることが考えられる。

第4章 過去の関連判例の検討② 事業所得と雑所得

（ピックアップした判例）

第1節 会社取締役商品先物取引事件（名古屋地裁昭和60年4月26日判決）

第2節 貸金取引事件（大阪地裁昭和59年3月28日判決）

第3節 大学講師講演料事件（東京地裁平成21年7月31日判決）

本章で例示した判例では、反復継続性や営利性、独立性などの事業性が認められるか、社会的客観性が認められるかなどを総合的に勘案して事業所得であると判断できるかを中心とし、該当すると言えない場合、雑所得にあたるのが適当であるとしている。一方、その際の判断において、副業としてやっているか本業であるかはこの形式に関する判断は考慮に入れなくてもよく、あくまで事業性の有無が判断の材料になっていることがわかる。

第5章 各所得の制定背景と現代における課題の考察

第1節で、給与所得の定義を整理しつつ、その役務提供にあたって発生した「必要経費の取り扱いに関して」や、「給与所得控除」並びに「給与所得者の特定支出控除」について記述していく。

続く第2節では、事業所得について述べな

がら、現行の制度において、ややあいまいさがあり、検討の余地がある点について、「生計を立てるに足る」や「収入の安定性」といった文言をベースに検討していく。

第3節では、雑所得の定義を再整理し、

種々雑多な雑所得という区分の中で、一部を抜粋し、一定要件を満たす場合、事業所得のような税制優遇を得られるような仕組みを作れないかを検討する。

公益法人税制における公益性と収益事業該当性の検討

—宗教法人課税を中心として—

向井 実李

わが国の公益法人制度が大きく変革した平成20年から、10年以上が経過した。その間にも、災害や社会情勢の変化は生じており、民間による公益活動はその重要性を増している。本稿では、公益法人制度の沿革を踏まえ、現行の制度について、公益法人等の類型に基づき、公益性や税制優遇との関係性を整理する。そのうえで、特別法法人である宗教法人を中心に、収益事業該当性の判断や今後の課税のあり方について検討する。

平成20年に施行された公益法人制度改革三法により、一般社団法人及び一般財団法人の準則主義による設立が可能となった。それらの法人のうち、公益目的事業を行うものは、その申請により、行政庁の認定を受けて公益法人となることができる。また、学校法人、宗教法人、社会福祉法人等、法人税法別表第2に限定列挙されている法人については、法人税法上、公益法人等とみなされる（法人税法2六）。

宗教法人については、昭和26年に公布・施行された宗教法人法により、準則主義に代わって、規則等につき所轄庁の認証を受ける認証主義が採用されている。

現在の公益法人等の課税上の取扱いとして、普通法人と異なる点で特徴となるのが収益事業課税である。収益事業として34業種の事業が限定列挙されているほか、一定の公益性の高いと考えられる事業は収益事業から除外さ

れ、課税されないこととなっている。公益法人については、公益目的事業の非課税が規定されたが、特別法法人については、その本来の目的たる事業であっても、課税される可能性が残されている。そのため、法人の事業が収益事業に当たるか否かが問題となりやすく、裁判で争われることも少なくない。とりわけ、宗教法人については、その事業内容が普通法人と競合関係にあるか否かの判断が難しい場合が多い。

収益事業該当性の判断基準が示され、近年の裁判例でも引用されているのが、ペット葬祭業事件（最高裁平成20年9月12日判決）である。本判決では、収益事業該当性につき、①対価性（任意性）、②競合可能性、等の観点から、当該事業の目的、内容、態様等の諸事情を社会通念に照らして総合的に判断すべきとした。

収益事業の限定列挙方式については、ペット葬祭業のように、それまで存在しなかったような事業への対応が難しいという問題があり、法的安定性の観点からも、今後さらに公益法人等の活動の多様化が進めば、後追いの制度では限界があると考えられる。

公益性の議論に関して、現在の通説では、公益は「社会全体の利益すなわち不特定多数の利益」と解釈し、「営利を目的としなくても単に特定多数の利益を目的とするものであれば、公益を目的とするものではないと考

え」¹られている。

現行の制度では、公益性の認定基準として具体的な規定が置かれたが、公益性の判断の曖昧さは残されている。特に宗教法人については、信教の自由や政教分離の観点からも、具体的な事業内容への課税庁の介入は望ましくないと考えられるため、非課税措置については、公益性を広く捉えるか、非営利性を柱として運用するのが妥当であろう。

宗教法人に関しては、認定を受けた公益法人とは異なり、聖俗分離原則についても考慮する必要がある。すなわち、「宗教法人は、『聖』の面と『俗』の面との双方を兼ね備えて」おり、「宗教法人法はもっぱら『俗』の面を律する世俗法であり、宗教法人の公益性が問われるのはもっぱら『俗』の面についてである」²。これらの事項については、「法令を制定し、その法令に基づき行政が関与することが認められる」³が、「『聖』の部分に世俗法が介入できるのは、あくまでも実際に行われた宗教活動が公序良俗や刑法上の規制と抵触するなどの場合に極限される」⁴。

近年の社会変化に伴い、「民間非営利部門には、行政部門や民間営利部門には対応が困難な課題について、それぞれの志に基づいたきめ細かな活動が期待されて」⁵おり、今後その重要性は増していくものと推察される。

現在の公益法人税制は、制度改革の対象となった法人とそうでない法人との間に不均衡が生じたままとなっている。そのため、公益目的事業の非課税のような規定を特別法法人にも創設することも検討すべきである。一方で、特に宗教法人については、現行の基準をそのまま取り入れるのは問題がある。管理・運営面の適正性や、財産の分配といった世俗的な事項について、公益認定法に準じた規定を置くことで、本来事業に対する非課税を適用するといった制度が望ましいものと考えられる。

1 前田高志, 1986, 「公益法人制度の概要」, 『公益法人の活動と税制—日本とアメリカの財団・社団』, 橋本徹ほか編, 清文社, 23

2 石村耕治編著, 2006, 『宗教法人法制と税制のあり方—信教の自由と法人運営の透明性の確立—』, 法律文化社, 121

3 田代收, 1983, 『宗教法人会計と税務』, 同文館出版, 20

4 石村耕治編著, 2006, 『宗教法人法制と税制のあり方—信教の自由と法人運営の透明性の確立—』, 法律文化社, 121

5 池田守男, 2011, 「新公益法人制度施行の現状と今後の方向」, 『ジュリスト』, 1421号, 12

所得税法第83条配偶者控除における「配偶者」の意義

— 現代社会における婚姻形態「事実婚」の視点から —

朽尾 有紀

所得税法第83条（以下「配偶者控除」）は、「居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から38万円（老人控除対象配偶者である場合には48万円）を控除する」というものである。今日の配偶者控除の趣旨は、配偶者を扶養していることによる担税力の考慮である。この趣旨

は、憲法第25条（生存権保障）の要請に基づき、税法における平等原則および応能負担原則の実現を担保する制度でもある。したがって、配偶者控除は、その趣旨に鑑みて、法律婚の配偶者のみでなく、法律婚と夫婦共同生活の実体が同じである事実婚の配偶者にも適用されるべきである。

しかし、現行の税務行政は、所得税基本通達2-46により配偶者控除の「配偶者」は法律婚の配偶者のみを指すとしており、裁判例もこの解釈を支持している。理由は2つある。1つは、所得税法上の「配偶者」が借用概念であることから、所得税法に明文規定がない場合、民法上の意義と同義に解す統一説が法的安定性に合致していると考えられていること、2つめは、事実婚の配偶者を包摂すると解釈すると、事実婚および扶養の事実の確認の難しさから画一的な処理が難しくなると考えられていることである。

本稿は、この2つの理由を検証し、これらの理由が「配偶者」は事実婚を包摂するという解釈の支障になるとは考えられないことを述べる。

前者の理由について、日本における借用概念論の検討を通し、借用概念の解釈では規定の趣旨目的に沿って私法と同義に解すべきか別意に解すべきかを判断する必要があることを述べる。その傍証として、税法における配偶者関連規定では、配偶者に事実婚の配偶者を包摂するか否かは各規定の趣旨目的により異なり、国税徴収法には明文規定をおかずに規定の目的から配偶者は事実婚の配偶者を包摂すると解釈する例（同法第39条、同法第58条、同法第142条および同法第144条）があることを述べる。また、裁判例においても、配偶者控除の趣旨の検討を行った大阪地判昭和36年9月19日（訟報7巻12号2480頁）は、規定の趣旨から事実婚の配偶者を包摂することの合理性を認めており、それ以降の裁判例（岡山地判昭和39年1月28日・行集15巻1号101頁、最判平成3年10月17日・訟月38巻5号911頁、最判平成9年9月9日・訟月44巻6号1009頁等）が事実婚の配偶者を包摂しないと判示したのは、規定の趣旨の検討なしに機械的な統一説の当てはめを行った結果であることを述べる。

そもそも、民法と同義に解するといっても、

民法の配偶者概念は一義的ではない。民法は、内縁（法律婚以外の夫婦共同生活の実体のある関係をいう用語）を婚姻に準じる関係とみて夫婦共同生活にかかわる婚姻の効果を内縁に類推適用する。最近では、海外で成立した同性婚に準婚理論が適用された判例（最判令和3年3月17日・事件番号：令和2年（オ）第912号）もある。

また、配偶者控除がその趣旨から社会保障の意味をもつ制度であること、社会保障法分野では事実婚の配偶者を法律婚の配偶者と同様に扱うのが一般的であること、年少扶養親族への経済的配慮が扶養控除から児童手当へと移行し事実婚世帯への支給もされるようになったことを踏まえると、現行の配偶者控除の「配偶者」の解釈は必ずしも納税者の用語の理解と一致するとはいえず予測可能性を阻害するおそれがある。夫婦共同生活にかかわる特別法で配偶者に事実婚の配偶者を包摂しないのは税法のみであり、このような場合は法の欠缺として補充解釈が認められる。

後者の理由すなわち事実婚の配偶者を包摂すると実務上の画一的な処理が難しくなるといふ懸念は、現状では払拭されている。令和2年度税制改正で、ひとり親控除と寡婦控除に非事実婚要件が加えられたことにより、事実婚および事実婚による扶養の実態を画一的に確認することが可能であることは明らかである。ひとり親控除と寡婦控除に非事実婚要件を課す根拠は、事実婚においても法律婚と同様に扶養の事実があることにある。実務上の事実婚の確認方法は、所得税法施行規則第1条の3、第1項および第2項が、住民票の続柄の記載により確認すると規定している。

したがって本稿は、配偶者控除の趣旨ならびに税法の平等原則、応能負担原則および予測可能性の観点から、配偶者控除の配偶者は事実婚の配偶者を包摂すると解釈すべきであり、それは借用概念論や行政実務の実行性の見地からも十分許容され得る解釈であると

もに、家族が多様化した現代社会のあるべき 税制のすがたに対応するものであると考える。

公益法人課税に関する一考察

—公益法人制度改革から10年を経て—

三嶋 悦子

個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたる中で、多様なサービスを提供することができる存在として、民間非営利部門はわが国の社会経済システムの中で果たす役割は重要さを増していると言われている。わが国の公益法人制度はこの民間非営利部門の発展の促進が喫緊の課題として改革が行われ、2008年改正法人税法において公益法人税制の見直しが行われ、約10年余りが経過した。

税制改正によって、旧民法34条の公益法人は類型別に適用される税制の整理がなされた一方で、公益法人課税の制度上の問題や改正の対象とされなかった特別法に基づく公益法人等への課税との整合性の問題が残された。

本稿では、法人税法別表第2に掲げられる公益法人等を対象として、営利法人との中立性・公平性、公益性と非営利性という観点に基づき、現行の公益法人課税上の問題点について考察を行い、制度のあり方について政策上の提言を行う。

第1章では、公益法人制度の概要として、制度改革前の公益法人制度より問題点にふれ、制度改革が意図した内容について整理を行った。制度改革により、公益法人の意義と範囲が明確に定義され、法人の設立と公益性の認定が明確に分離されたこと、公益性の認定について認定基準18項目が規定され、曖昧であった公益性の基準に実質的な判断基準が与えられたこと、いずれも収益事業を行うことに対し一定の制約が課されていることを確認した。また、公益性と非営利性の判断を分断するという制度改革の考え方がその後の税制改正に関連づけられていると考察した。

第2章では、公益法人税制について、まず沿革として税制改正前の公益法人課税について、明治時代に起源する非課税措置、またシャープ勧告に基づく公益法人に対する収益事業課税の採用について概観し、公益法人制度改革と税制改正について、政府税制調査会における考え方、従来の公益法人等から公益性の有無と非営利性の強弱により、①公益社団・財団法人②非営利型の一般社団・財団法人③①②以外の特別法に基づく法人④非営利型に該当しない一般社団・財団法人の4つに分類される非営利法人の定義について確認した。公益法人等が原則非課税とされるのは、通説として、法人税は個人所得税の前取りであるとする法人擬制説に基づき、非営利法人が所得の分配を前提としていないことによるとされていることを確認した。

第3章では、最高裁平成20年9月12日判決宗教法人のベツト葬祭業事件を中心に3つの裁判例を取り上げて検討した。いずれも収益事業該当性が争われたもので、判例においては、民間企業との競合性、対価性の有無という観点を踏まえ、収益事業該当性の判断基準を判例として明確に示していることを確認した。公益法人が本来的に非課税であり、例外として収益事業課税としていると現行の制度からすると、その課税要件は厳格に解釈しなければならず、原告の主張する宗教的意義やボランティア精神の強弱によってその判断が影響されるべきではないといえる。

第4章では、公益法人課税の問題点を整理し、課税のあり方について検討を行った。収益事業課税の問題点として、多様化する事業

の後追いであること、特掲事業の網羅性、規定の複雑性について述べた。また、公益社団・財団法人に対する公益目的事業非課税との整合性を考慮し、特別法に基づく法人においてもその公益性の有無について検証を行い制度に反映させるべきであるとした。特別法に基づく法人にのみ適用される軽減税率については、収益事業課税が営利法人との競争性に配慮する形で制度として成り立っているのに、あえて軽減税率を適用すべき理由に乏しいこと、また税制改正により旧民法34条による公益法人がその公益性と非営利性によって区分され、非課税と普通法人並みの課税に整理されたこととの整合性より廃止すべきと考える。みなし寄附金については、公益目的事業を行う公益法人については、公益認定法にて収益事業からの利益の50%は公益目的事業への支出が拘束されるという規定の要請するところであり制度として妥当であると考え。一方で公益社団・財団法人以外の法人については、その損益算入限度額について、公益性の程度に応じて何らかの明確な根拠を設けるべきであるともいえるが、制度自体は公益の増進のためには意義がある制度であると考察

した。

第5章では結論として、公益法人課税のあり方について、現行の原則非課税を法令上原則課税として非課税事業を限定列挙する方法を提起する。公益法人等の担う事業の多様性を考慮すると、非営利性を有する法人の行う本来の事業が公益性を有するかどうか課税要件法定主義に則り客観的に判断され、厳格に課税当局が審査する仕組みが妥当であるとした。その仕組みが成り立つには、原則課税とし、非課税であるべき事業を限定する方式を採用すべきと考える。ただしその場合に考えられる問題点として、既に確立した公益認定による公益目的事業非課税との整合性、法令上の規定のあり方、申告の運用等について考察した。また、昨今、公益法人等のガバナンス不全の問題を踏まえ、事業の性格に応じて公益性・非営利性を確保するためのガバナンスの強化が図られ法制化されることで、一定の公益性・非営利性が担保でき、そのうえで税制との整合性を改めて検討し税制の再構築ができれば、運用上の問題点に対し一定の解決を図ることができるのではないかと考える。